古史傳 自第百廿九段 至第百卅一段 廿五

195
25
111

東京圖書館
和書門 国史類 二八函 一六架 三號 一七九冊

欽[illegible]書[illegible]

[illegible]大[illegible]

[illegible]大[illegible]

[illegible]

東京圖書館藏

古史傳二十五之卷

神代下五之卷

平篤胤謹撰

男　鐵胤　續攷

孫　延胤

故卽手置帆負神。定爲笠作者。彦狹知神。爲楯縫者。天目一箇神。爲金匠者。天日鷲神。爲由布

作者。櫛明玉神。爲玉作者。乃使
天太玉命出弱肩。被太手繦而。
爲御手代而。祭大物主神者。始
起於是時矣。且天兒屋命者。主
神事出宗源者也。故以太兆出

卜事俾仕奉矣。此者坐枚岡社。
是時齋出大人。號齋主神。此神。
今在東國檝取出地。亦健御雷
出男神者。稱香島天大神。於天
則。號曰香島宮。於地則。名豐香

島宮矣。此者鹿島連之伊都伎奉神也。亦坐春日社也。

手置帆負神の笠作者たる。彦狹知神の楯縫者たるよしを上に出て既に注せり。第五十段は傳見べし。○天目一箇神は金匠者なるよしも上に出たり。第四十七段の傳見べし。○天日鷲神の由布作者となることをも上に出て既に注せり。第四十八段第四十九段は傳見るべし。○櫛明玉神は玉作者なることも上に出たり。第五十一段の傳見べし。○天太玉命此神のよしをも上に出たり。第五十二段。第五十三段。第五十六段。第六十一段の傳など見べし。猶下にも見ゆ。○弱肩被太手繦。こは詞は。大殿祭詞に。此神の御裔は齋部氏は神事仕奉る狀を。齋部宿禰某我弱肩爾太繦取懸氏。と見えたるを始め。大神宮神嘗祭詞豐受宮同祭詞などにも見えて後の祝詞宣命にも齋部氏の奉仕るには必かく見えたり。御幣を獻るに便善からむ料に繦を懸るを。太手繦取懸と云に就て。弱肩と云文せる物なり。最もめでたき古文なれども。御紀にも。かゝる類の文をば。悉省かれたるに。此詞の遺れるは。珍らしき事なり。○爲御手代は。本籍に代御手とあり。前には其侭に採て。代御手と訓たれど。後にまた思ひ直して。私記に。美氏之呂止之氏と訓るに據りて文を成せり。天皇命は立奉る御幣を。其御

手に代て物為を御手代と云るなり。今本に三トシロとも訓るは非なり。姓氏録大和国天神部に御手代首天御中主命十世孫天諸神命之後也とあり。此は太玉命の末とは所聞ざれど御手代てふ詞の證に擧げしなり。此氏人のこと。聖武天皇紀に。天平十年七月。大倭御手代連麻呂女賜宿禰姓と見え。姓氏録河内国天神部に。神人御手代首同祖。阿比良命之後也ともあり。是らを合せて考ふべし。さて上件の神等の造らせる笠楯。玉。由布。まさ金にて造れるは鏡鐸などならむを其やがて御幣にて太玉命の取持して献れるなり。其状は石窟戸段の故事に思ひ合せて辨ふべし。○是時より始起きは大物主神を上件の如く嚴重にして祭しめ給ふことは高皇産靈神の御量にて是時より始起れる事ぞとなり。○天兒屋命も上に出て既に委曲く注せり。第四十四段より第六十段までの傳を見てしるべし。○主神事之宗源者也とは。上に記せる如く此神やがて八意思兼神にて天照大御神の石窟に幽居坐し時に高皇産靈神殊に召て令思給ひしかば奇く妙に思慮りて種々の事ども設けて終に大御神を謀り出し奉り給へり。是ぞ神祭事の源始なる。斯て其祭ごち給ひし事趣を熟察るに。悪事の善事に直らむは有まじき理の至極なりけりと窺奉らるまで。此を神事の宗源を主れりとは云なるべし。此事委くは。第六十段の傳に取並べて注せるを見べし。○以

大兆とト事を云々。此術のもとは上に出て、是まで天兒屋根命の始め給へる術なること、又其種々設くる事どもは、其祭る神は御心に應ふべきや否や、漏落あること過てる事の有や無やと云ことを卜問へる趣なるもとをも、石屋戸段に委曲に注るが如し。第五十二段第六十段の傳に云るを見べし。されば此處も上件設くる事物ども、大物主神の御心に應ふや否や、落たる事過てる事それぞの有や無やと云ことを、大兆の術もて卜はせ給へる由なり。其は高皇産靈大神は勅命に依てなる事は言まくも更なり。但し前に天照大御神の石屋戸をさして幽居せる時は、直に問奉るべき便なければ、卜問奉れるも然る事ながら、大物主神は直に問奉りても有べき物ぞと思ふも有べけれど、然らず直に問奉るとも、いさゝか御心に應はざることや、漏落たる事までを、然ばかり巨細に教し給ふべくも非ず、御心にこゝに坐まさむの御心配なきにしも非ざれば、いと大切に祭らるゝ上からは、卜問て知るに及ことゝ無れバぞかし。

○枚岡社は、神名式に河内国河内郡に枚岡神社四座。名神大、月次、相嘗、新嘗。とある是なり。此は天兒屋根命、比賣大神、さて相殿に武甕槌命、經津主命坐て四座なり。此二神の坐すよしは下に委く云べし。和名抄に讃良郡に枚岡、比良乎加、郷あり。此は本は河内郡なりけむを、後に讃良郡に隷るにや。此社に天兒屋根命の鎮坐すとは、下に引く国史また式等の文にて著明なり。姓氏録河内国天神部に菅生朝臣、大中臣朝臣同祖、津速魂命三世孫天兒屋根命之後也ばと中臣連、津速魂命十四

世孫雷大臣命之後也また平岡連津速魂命十四世孫鯛身臣之後也。（鯛身臣と云も雷大臣命の亦名なり。委くハ仲哀天皇巻に注ふを見るべし）などあるを始めて天兒屋根命の御末の氏々數見えしも此国に本社と聞ゆる枚岡社ありて其御末の姓々多かる事は神世に決めて此国に由緒有らむと思へど風土記も今は傳はらねば其始を考ふべき便なし（河内志に在出雲井村北今尚国民敬信称本国一宮勤時祭蹈哥占穀等祭事神幸之地在豊浦村といへり）仁明天皇紀に承和十年六月乙丑河内国河内郡從三位勲三等平岡大神社神主永預把笏とあり。（なほ此社に位階を授奉られし事ハ鹿島神宮の処に取総て注を見るべし）さて文德天皇紀に齊衡二年十月己丑加從一位

平岡神幣布廿四端また清和天皇紀に貞観七年十月勅。河内国平岡神主一人給春冬當色料絹布等一如平野梅宮神主又春秋二祭差神祇官中臣官人一人撿挍祭事兼付幣帛又春秋二祭差琴師一人供事祭場立爲恒例十二月勅河内国平岡神四前准春日大原野神春冬二祭奉幣永以爲例などあり。（此社の祭神は神名式に幾座とは無けれど本は疑なく一座なりけむを此文に四前と云ひ臨時祭式にも三所に平岡神社四座とあるは後に春日社に准へて四座と為されたるなり其由下に云べし）さて臨時祭式に平岡神四座祭と題して祭神料解除料散祭料神殿裝束料釀神酒竈神祭料釀神酒解除料雜色人食料齋服料同祭祿料など色物を記さまた右春

二月冬十一月上申日祭之官人一人率雑色人供奉祭事。とを有をもて嚴重しき御祭なることを知べし。但しかく嚴重に祭し給ふことく成ぬるは、春日・大原野神の祭に准へ給せるなることと上に引る貞觀七年の御紀と合せ見て辨ふべし。

○是時齋之大人云々。本籍に齋此云伊幡比とある也。師云此訓註の齋字の下に今本に主字あるは誤なり。齋之大人とは神を齋祭る主と云ことにて神主と云が如し。神武天皇巻に天皇御親天神を顯齋ひし給へる時に道臣命を齋主と為給へりとある事、また仲哀天皇巻に神功皇后御親神主と為て神の御言を請給へる事などを思ふべし。また綏靖天皇巻に神八井耳命の忌人と為て仕奉らむと白し給へる忌人も、もはら此に齋主とあるに同じ。はた後に祭主と云職のあるも同意の称なり。さて伊波比てふ語の義は既に注せりき第百二十四段の傳見べし。號齋主神とは是時大物主神を祭るに齋之大人となまる神を齋主神と號けと云るにて。主は能宇斯の切れるにと。上に云るが如し。第一段天之御中主神の下見べし。さて其齋之大人仕奉れる神は誰神ぞと云ことぞ。被知ざる如くなれど、此神今在東国檝取之地とあるにて、經津主神なる事知られたり。其は春日祭詞に香取坐伊波比主命と見え、他古書どもに香取坐神を經津主神とある也。なほ此段の徴に論へる説どもをも合せ考ふべし。さて如此やおそれき神等を此神事に仕奉らしめ給せるを以ても、大物主神我崇敬ませ給こそれ比類なきを知るべし。其は八百万国神。八百万物代主を依し賜せる大神に坐せばぞかし。

○東国とは足柄山より東なる諸国を。總て云稱なり。然稱ふ事本は景行天皇巻に見えたり。○檝取は。和名抄に。下總国香取郡。香取加止里郷とある是なり檝字は和名抄舟具に釈名云。檝使舟捷疾具也。和名加遅といふ字なるを。此を加に用ひさるは。古加遅を加とばかりも云しにや。俗の学者たち檝字に就て。神武天皇紀なる呪詛てふ語を牽強せて加遅とは神語なり。此によりて彼を治むる秘術の起なり。然れば鹿島も檝島なりなど云ふはカジハカシリとカヂと。音の違へる事をさへに得辨へざる痴説なり。總国風土記に。檝取郡。東限大高山。西限草川。南限大宜。北限国府湊とあり。處は古老説に。香取郷を古くは大槻郷といひ。其後に大竹郷と云ありと云ふは信なるか知らず。さて神宮のある地をば亀甲山と云とぞ。神名式に。同郡に香取神宮。名神大。月次。新嘗。を載されて。名神祭式には香取神宮一座とあり。総国

風土記に。檝取神社。所祭經津主神也。舒明天皇三年二月。始奉圭田。行神礼云々と見ゆ。臨時祭式に。凡香取神宮樂人装束者。令国司付領。若有欠失。拘其解由とありて。樂人六人舞妓八人の装束料の物を注せり。抑香取宮の古へは何事も鹿嶋宮の次に立て。彼宮に準へて物し給ふ趣なることを。下に引く書等に所見えるが如くなるに。彼宮にあれば。樂人舞妓の事のあるは。何なる由にの。後人なほよく考ふべし。さて仁明天皇紀に。承和三年十月丙辰。下總国言。香取神禰宜。準常陸国鹿嶋禰宜。迁代相續。同令把笏。許之とあり。なほ此神宮に。位階を授奉られし事も何も。鹿島神宮の処に。總て注ふを見るべし。
○香嶋天大神は。加具志摩乃阿米能於富加美と訓べし。

加具に香字を書くは。香山の加具に。此字を書と同例なり。此島の名も。大凡の古書に。鹿嶋と書たる中に。常陸風土記にのみ如此書たるは。珍しき事なり。（是に依れば。香取もカグトリと訓べく所思ゆ。其由下に云ふ。）和名抄に常陸国鹿嶋（加之末）郡と見え。また薩摩国鹿兒嶋（加古之麻）郡とあれど。兒は神代紀に。天鹿兒弓など有を思ひて。後人の加へたるならむ。（其は延喜民部式に。凡諸国部内郡里等名。並用二字。必取嘉名。などと云ふ勅ありしより。国郡郷の名。三字なるは切め。一字なるは。韻字を補ひなどして。悉く二字に定め給へり。然れば和名抄に見えたる国郡郷の名。右の外なるは。一つも無ければなり。）て鹿字香字ともに加と訓むに。常に論ひ無く。古く加之末と云へる事は。下に引く万葉歌にも。可志麻とあれど。

本は決めて香とあるは更なり。鹿字を書る由も。加具とぞ訓けむ。其は謂ゆる天香嶋は。鹿の住む嶋なる故の名なればなり。（其由ハ第百十三段。天迦久神の下に委く注せるを見よ。）さて天大神と申には。本籍に自高天原降來大神名稱香嶋天之大神と有れど。天上より降來坐る大神と云意にて。其国にて稱せる御名なり。○於天則號曰香嶋宮とは。健御雷神の天上に坐し時に住坐る宮を。香嶋宮と云しと言るにて。それ宮は上に。坐天安河之河上之天石窟神。名伊都之尾羽張神之子甕速日神之子熯速日神之子武甕槌神とある天石窟なり。そは天安河の水を逆に塞上て道を塞たりと

有れど嶋なるよと炳く。かくて鹿の住む故に。鹿嶋宮とは云れらむ。〔れ本第百十三段の傳に云るを合せ考ふべし。〕○於地則名豊香嶋宮矣とは。此地に留坐給へる御魂は坐る宮称は即天宮は號を用ひ豊てふ美稱を冠らせて。豊香嶋宮と名けたる由なり。〔羅山文集に。常陸国鹿島宮。古來不殺鹿。以神使故也と云れし如く。今も堅く鹿を蹂躙せざる定にて。鹿おほく栖けり。鹿島てふ名の故よし明に知られなり。是地に替りて香取にて。鹿栖處と云ハ宗にや。もし宗より然も有ぞ。香取とは鹿を取と云義ならむも知べからず。〕神名式に常陸国鹿嶋郡に鹿嶋神宮。〔名神大。月次。新嘗。〕とある宮是なり。此郡のことまた風土記に香嶋郡。〔東大海。南下総常陸堺安是湖。西流海。北那賀香島堺阿多可奈湖。〕古老曰。難波長柄豊前大朝宇天皇之世己酉年。〔孝徳天皇の御世を申し。己酉年は大化五年と云し年なり。〕大乙上中臣子。〔子字の上に。字脱たるべし。〕大乙下中臣部兎子等。〔大乙上。大乙下は。孝徳天皇の大化五年に定られたる位階の中なり。今れ位階に當たらむこと。八位むかりにや當るべきけて。此中臣氏のことは下に云べし。〕請總領高向大夫。〔撿領は天武天皇紀に。撿領所。持統天皇紀に。伊豫撿領と云も見ゆ。此高向氏は。常陸国の撿領と聞えたり。〕割下總国海上国造部内輕野以南一里。〔なれ。下總国海上国造が持なる部内の輕野以南と云へるまて。輕野以南はもと下總国なりしを。割とりとの事には非ず。〕那賀国造部内寒田以北五里。〔此ほどは常陸国今の如くにては無りしかバ。那賀国も他国なり。〕別置神郡。其處有天之大神坂戸社。沼尾社。合三處。總稱香嶋天之大神。因名郡焉。〔風俗說云。霰零香島之国〕を見ゆ。〔坂戸社。沼尾社をも総て香島天之大神と称し由あれど。宗は健御雷神を申し御称なることと。文の趣ことごとく通え。なほ此坂戸沼尾二社のことは。春日社の処に云べし。〕

延喜式にも常陸国鹿嶋郡とあれば。古は鹿嶋郡は。悉神領なりしと聞ゆ。ちなみに最古く鹿嶋と云し地は。謂ゆる鹿嶋崎とて。甕山をいふ邊までを云て。此は神世にはそこは放れて嶋なりける故に鹿嶋とは云るなら
むと地形を見て察られたり。甕山のこと。夫木抄に。光俊朝臣神さぶる鹿島を見れば玉ざまの。小甕ばかりぞまだ殘れる。此哥は。鹿島と云ふ島は。社頭より十町ばかりめれきて。今は陸地より連きとある島になむ侍る。其所に壺と云物の。まことに大なるが半ば過ぎて埋れて見えしを。先達の僧に尋ねしかば。是は神代よりとぞ。はまは壺にて。今に残れるよし申侍し。あそ身の毛いよ立ておぼえ侍りしか。小甕ぞことたがひて詠みける。社例傳記に。甕のある所なれば。故に甕島を云る。殘畧きて鹿島といひ。後に神名にも郡名にも顕じけるにやと云るも非なり。今も瑞甕森とて。下生村の田中に。椎木一本立さる小塚ありて。絶ず其名を存せり。周りは田所なれば。稍々に田と作りなどして。かく成れるにや。北條時隣が言に。正月八日祭礼あり。舊記に。此日朝廷より。勅使下りて。伶人舞をまひ。大平楽を奏じ。諸神官幣帛をさゝげ。祝詞白して。甕山を廻れるよし見ゆと云へり。常陸国誌に。鹿嶋郡。東臨東海。西與行方郡地相望界。以箕幡沍江南亦至箕幡大江爲限。東垂至海口與下總国香取郡相對。北與茨城郡地相錯とあるは風土記に云ると。大抵合り。和名抄に。當郡に。白鳥。下島。鹿嶋。高屋。三宅。宮前。宮田。中村。松浦。中島。輕野。德宿。幡麻。大屋。諸尾。新居。伊島。上島と十八郷あれど。此は国誌に。和名抄所載今存德宿。中村。幡麻。而宮田。宮前。今屬茨城郡。其餘無所見。今考郡図。新治郡地有白鳥邑。然與鹿島郡地遙遠。又茨城行方地介在其間。雖古今沿革轉迁不定。然未至如此大差。雖同其名。恐非鹿島郡也。餘無可考。大槩皆旧郡地と云るは。宗に然る説ありかし。さて風土記に神戸六十五烟本八戸。難波天皇之世。加奉五十戸。飛鳥淨見原之朝。加奉九戸。合六十七戸。庚寅年。編戸減

二戸令定六十五戸。とぞ見え。廢帝紀に。天平寶字二年九月丁丑。常陸国鹿嶋神奴二百十八人。便爲神戸。稱德天皇紀。神護景雲元年四月庚子。放鹿嶋神賤男八十人女七十五人。從良。光仁天皇紀に。寶龜四年六月丙午。常陸国鹿嶋神賤一百五人。自神護景雲元年。立制。安置一處。不許與良婚姻。至是依舊居住。更不移動。其同類相婚。一依前例。同十一年十二月壬子。常陸国言。脱漏神賤七百七十四人。請編神司。妄認良氏。爲神賤。假託靈異。己侵朝章。自今已後。更莫申請。許之。など見ゆ。神戸とは。神領の御民にて戸家をいふ。神奴は神賤とも書るも同く。即それ御民なり。姓氏錄に。神奴連。天兒屋根命十一世孫。雷大臣命之後也とも見えなり。鹿嶋より二里ばかりの北に。神戸原と云ありて。今も其入口に鳥居立なり。これ古の神戸なる證しなれ。東鑑に。治承五年三月。養和元年十月。文治三年十月の下などに。鎌倉より。神領を寄附せられし事見えたり。風俗説云。霰零鹿嶋之国と風土記に云りまたぞ俗説に非ず。万葉にも七に。霰零鹿嶋之崎乎浪高過而夜將行戀敷物乎。冠辞考云。あられふりて。音のかしましと云かけたり。三巻に。霰零吉志美我高乎險跡云々も。右に同く。かしましと連けたり。かしましみ。かしまし音通ありとあり。鹿島之崎は。万葉九の長哥に。牡牛の三宅の浮にさし向ふ鹿島の崎に狹丹塗の小船を儲て。玉纒の小梶繁貫云云と詠るをはじめ。後の哥どもにも多く見えたり。二十に。阿良例布理可志麻能可美乎伊能利都々。須米良美久佐爾和例波伎爾之乎。れぞ詠り。霰零鹿島の神を祈つゝ。皇御軍に我は來にしなあり。

此哥ふ依て思ふよ舊くも聞ゆる鹿島立と云こそた昔此国よ已筑紫ふ遣玄防人を多く役し給へるを思ふよ神世了此大神の天より此国へ旅発まして邪鬼を平ヶ給牙る由緒よとりて其御稜威を請奉りて役了立お時ふた詣ゐむ故了鹿島立と云へるよた非じゥ詞林采葉抄よ或ハ四夷の乱を静め或た異朝の敵を込しさ乃ふも専と此神を先として諸神も進発し給ふとぞ申ば然れむ神功皇后三韓を責させ給ひし時鹿島香取両社よ天れ御札ふまり其銘曰東大神表矣とよて三月初巳日ふ香取明神門出し給ふ午日鹿島よおき給ひて両神ともよ起給ふ今世よ旅の門出を鹿島立と申た此縁ゑりを有るた由有ばふ聞えとり社例傳記ふは當社の神た秋津洲の鎮守の神了ておはし坐ば故よや古よ已浮吟ふ無名れ神ゝ国郡よ飛翔る冥道ゝあ此神れ廣前よ集ひて一国一郡一村れ依所を去ひ天下大小の諸神国ゝふ安置玄其国里牙移りまば時始免て旅了出さ乃ふ故了鹿島立と云傳ふと云へ已最も覚束あき説れれども少ゥゑさる由緒あきよしも非ばゥし扨て其宮地は風土記ふ神社周匝ト氏居所地體高敞東西臨海峰谷犬牙邑里交錯山木野草自屏内庭之藩籬潤流崖泉□涌朝夕之汲流嶺頭構舍松竹衞於垣外谿腰掘井薜蘿蔭於壁上春經其村者百草□花秋過其路者千樹錦葉可謂神仙之幽居佳麗之豐不可悉之とゐる趣ふよく合牙已。

ト氏とた卜部氏をい牙り此た當昔神宮の辺よ住るが諺ゥりしを通えさ已此事ハ既よ第六十段四国ト部れ下ふ云へれば此みは洩しおば扨て此神宮は何時と已此處よ立給へりを云あと知ゐらねど鹿島香取両宮ともふ神世ふ定給れむを所思あ已其た二柱神共ふ荒振神を事趣周らゐて巡りれ竟ふ枉神邪鬼を此地了追及て逐ひ失ひ其却ひ給牙る趣た健御名方神を追往て信濃国諏訪の海まで追到りて殺さむと為給牙る趣よ思ひ合せて悟べし。

此常陸国より天上に還昇り給へり。そは上に見えたる傳に普都大神。信太の高來里に器仗を留置きて還昇り坐しと有をもて炳焉し。然れど其昇り給ふ時に無窮に皇美麻命を護給ふ。御靈代留むる宮所をば。御自定給へりけむ。風土記にも崇神天皇の御世より鹿島宮のことと見えたれど。神宮の在しは其より甚古く聞えたり。社例傳記に鹿島神祠立始給事。神武天皇元年云々と有れど信がたし。神道集といふ物に常陸国那賀郡古内村に天降坐て其より国中を廻り見て。鹿島郡の吉処を御在所に定むと云るは傳ある事にや。和名抄に那賀郡に鹿島郷と云があり。抑常陸国は大八嶋国の東北端にある国なれば。謂ゆる浪逆海を前にして鳥居は西南に向立てしが稍深く入て神宮あり。なさかの海は。万葉十四常陸国哥に「比多知奈流奈左可能宇美乃多麻毛許曾比気波多延須礼。阿杼可多延世武。堀川百首に顕仲朝臣。東なる波逆の海に塩みちて。有明のそらに千鳥なくなりと詠めり。仙覚抄に常陸の鹿島の崎と下総の海上との間より遠く入たる海あり。末は二流なり。風土記にはこれを流海と云けり。今の人は内の海とも申すぞ。此海一流は北の方鹿島郡の南のかた行方郡との中に入り。一流は北のかた行方郡と下総国の堺をなして信太郡茨城郡まで入れり。然るに内海塩のみちける時には浪殊に逆のぼる。然れば浪の逆のぼる義によりて奈左可能宇美と云ばきなりと言へり。即風土記に香島郡は西流海。行方郡は東南並流海といへるにもよく合へり。拝殿は西に向なれど正殿は北に向て立給へるなど幽なる由緒ありと聞ゆ。彼社傳記に西向在非正御殿奉拝殿也。不開御殿云。奉拝殿傍坐是則正御殿也。北向坐。雖本朝之神社多北方向立社稀也。鬼門降伏也。社北向御身体正東向奉安置。内陣之例法也とあり。夫木集光俊朝臣哥の詞書にも不開の御殿と書れたり。東鑑仁治二年二月十二日此処に常陸国鹿島社焼亡。但不開殿御殿奥御殿等者不焼。當社垂跡以來未有此

災之由。古老之所相謂也。とも見えたり。奥御殿とて。奥宮のあとなり。本宮より二町ばかり東にあり。大神の荒魂を斎祭れる宮の由にて。参詣る諸人に神前にて物音なせそと誠め。祭れ時も祢宜祝まで拍手をも忍びて拍て忌慎むをぞ。其は神宮より十町ばかり東方に放まで謂ゆる石御座と云がある處より濱邊に塩宮と申し枝宮ありて。正に東北の方に向ひて立り。此を見目神といひ其邊の濱を見目の濱とも云ふ。石御座。石御座のことをて彼社記に石御座。俗云要石。号山宮大明神。天降給時。此石御座侍りとあり。夫木集に光俊朝臣尋かねけふ見つるかな千早ふる御山のおくの石のみましを。と有て。或抄云。光俊朝臣鹿島にまうで侍けるに。奥の御前において。不開の御殿より二三町ばかり東の山中に御坐に御殿にて。ふるき神官をよびて。此に平なる石の圓なるが二尺ばかりなるや有と問侍るに。さる石ありとて。御殿の後は竹の中に埋れて侍りけるを掘出てけり。此明神天より降ましひて。此石の上に坐給ふ石なりとあり。見るに御影石といふ石は質にて。石上すこし窪みて丸き石なるが。此石の根なる地に白き小虫のあるを視ておくれば。子なき人も子を設くる由にて。ほぐしもて掘とる迹あり。常陸国誌云。土人相傳。有大魚圍繞日本。首尾會於此地。鹿島明神釘其首尾以貫之。不得動搖。譬如扇柄得釘而堅固り。此石即釘也。荒唐可笑といへり。古老は言ふ。神世に。鹿嶋大神此濱に立りて。悪神邪鬼を異国へ却ひ給へる後に。塩宮神をおくに居て。もし悪鬼の還ること有れば。速に大神に告し給ふなり。故また告神とも云ぞいへり。此古老の説を生ちかしらの輩は信ざるも有ぞけれど。凡て処の古老は口実にハ信の事は多かる物なきぞ。一向にいひ腐すべき事にて非ざさるて。諸国の風土記と云も。皆処は古老は口実を問て記せる物にて。中にハ神世の傳へも多かるを。数千歳はふれど誤らば語り傳ふることぞ多かり。然れど今世とても正しき傳へは其なりに誤らば傳へる事もなぞか無らむとく思ふべし。さて塩宮に塩字を書ことは滓をか

昔の方言に伊多と云し故なり。同國の板來里を淳來と書ことも是故なりと云は寀れるか知らね。されど塩宮と云は淳の浪うつ際に在し故の名なるべし。今はそれ前辺は廣き砂原なれど最古くは此社の所まで浪の來りけむこと地の状を見るに疑なき物なり。

此神を社傳記に。高倉下命とあり。此は神武天皇の御世に。健御雷神。この命の倉頂を穿ちて。韴靈の御劔を墮入れて。天皇に獻しめ給へる古事を思ふに。由緒ある說に聞えたり。見目神と云名は正き古書に見當らねど。鎌倉八幡宮また伊豆國伊古奈比咩命神社の相殿にて此社のにも同名の神あり。但それは異神と聞えたり。前邊は謂ゆる高間原なり。鬼塚と云が有て神世に大神。此原まで邪鬼を追到り坐て。多く斬散り給へる其骸を埋たる處と語り傳へたり。高間原は風土記に郡東三里高松濱大海之流著砂貝積成

高丘松林自生。椎柴交雜。既如小野。東西松原。出泉可八九步。清渟太好とあるは。此処を云へり。今は小松村立たり。夫木集に。光俊朝臣よそに見て袖やぬれなむ常陸なる高間の浦の沖は白波と詠るも此なるべし。鬼塚は高き塚なり。此原は大神の軍し給へる所なれば。鬼の血の流れたるなりとて。砂原に血の激りたる状に砂の赤き所あり。取れども〱集りたる砂はまさかく染ると云にぞ掘見るに底より赤かりき。己前に續紀一巻に此國より赤砂を献れること見えたれど。此は底に朱砂ありてかく染ならむと思ひしは中〻にちかしらなりけり。常陸國誌に土人相傳。鹿島明神常出此野。与外國鬼相闘。以群鹿為卒伍。明神獲利。則郡鹿競追風塵。直入海渚。明神不利。則郡鹿垂耳却走。直入人家。土人時々見其事云とあり。はた此宮の神官平時隣が物語に。神庫に古き神宝種有が中に鬼の首筥と云ふありて。鬼の首を納たる箱なりと云傳ふる物あり。いかにも何やらむ物あり。奇きこと有けり。また神戸原に俗いふかせんば塚と云塚あり。過し年里人此塚を掘て見たるに方三尺ばかりなる御影石に鬼の頭に矢を貫たる状を鐫付たるが埋りて在しと云へり。奇しき事なりと語りき。此は古に邪鬼を呪詛

已て築る塚なるべしけまば社傳記ふ御正殿の北向なるれ鬼門れ降伏なりと云ゐれ諸蕃れ大倭れ生心付さゐ輩おそ信ざらぬ實ふ然有べき事よおそ。

けるハまだ漢国了て古く此方を畏ぬることえ史記は東北神明之舎とあり。こは此方の何と机く神ゝしく所思し故よ称へゐ了て是古説と聞えさ已然るをぬゝ後ふ此方ふ向ひて物玄る事よ凶多きおぞ玄知りて鬼門と云名を付さるが後人其説を求ぬて得ざる故了妄説して東海中よ山あり度索山と号ふ東北の方よ門ゐるを鬼門と名く方鬼の集まる所と云ひ或は其度索山よ神荼鬱壘といふ二鬼ありて諸悪を司る此鬼の住む方なる故よ鬼門と云といひ或は東北の方よ鬼星れ石室ゐり其所の石榜よ鬼門と題せりなど云るハ戎人の例れ生賢し死心ふも此方の神ゝしきをぞ争ひク祢て恐おゝも然る所以を知ざる故よ此趣よ云係了て山名も鬼名をみな戎人の杜撰なるべし然まども此方れ杜ゝしきれ漢社れみならば皇国よても正よ然るを生心付さる輩の信がれ爰て強て此方を犯玄事のあれバ祟を受ることの有るえ上件の謂よと已て邪鬼どもは此方了逐ハれさる故よ其悪気れ此方より指て自然よ凶事のあるな已々り故西戎より皇国を仇なゝ來る時え神れ本国れる故ふ神れ御稜威を振ひ給ふは元とりよて鬼門よ向ふ祟をも受て勝こと能はざるを皇国よ已彼国を伐と死は決ぬて勝おぞ神の御護ゐ係れみれらバ此方の気を背よ負て向ふことれ幸とれるな已其え邪鬼どもれ心と祐くるよは非ざ違ぞも自然了然る法き理なり故皇国とり東北の方を事向てはけしも益あ係おと少く彼方の国よ已仇し來るおと有れバあばし犯を受るおとも有よなむ眞道ふ志あらむ人は此理をとく思ふべし。

此方なる国の端ふ鹿嶋神宮。香取神宮。息洲神社と三社立給ひて鬼逐れ方を護已給ふ趣なるも徒なるはじきなぞ。熟ゝ思惟る法し。

西川如見が水土考よ謂ゆ係南阿米理加国の東北方よ鬼島と云がゐる由を云て傳聞此島鬼類衆會地而悩海船之往來常妖怪事甚多故名鬼島然則艮地者宋鬼神衆會処也雖然鬼島者凶悪之水土故鬼魅集于此

日本中正之水土故神明會于此最不可疑と云るハ然
も有べし其ハ逐れたりし鬼等ハ底依の異国々に散避
なるが多有ことなれど神世の是時の由縁によ
りて此方には然る悪き島々も在なることし　其は豊香
嶋に坐は大神の全體の御靈香取宮に坐は荒御靈と通
ゆるこそ前に論ずる如くになるに息洲神ハ社傳記に岐
神と見えたるハ此神を嚮導として邪鬼を逐ひ給へる古
傳に符て通ゆればなり但し後にハ異説を立たりと聞
えて御社に詣でゝ見れば息吹
戸主神といふ榜を立たり此ハ息と云ための附會なる
べしまた或説にハ住吉三前大神を祭れりなども云り
ざれど古ハ社傳記の古説に従ふべき事なり但し彼記
に岐神を塩土老翁の一名のごと云る説ハ非なめ抑こ
の社ハ鹿島宮の摂社として祭祀をも鹿島より勤めて
社傳記に遙宮ともありと式にて載されど鹿島宮香取
宮にさしも後れて立給ずりとは思ハれゝ履中天皇の
御世に鎮座のよしと云も信られぬ事なり甚く古びたる

社なる故に西行法師も此を鹿島と思ひ誤れりと聞え
て撰集抄に治承の比常陸国鹿島明神に参り侍れハ御
社ハ南向に侍り前ハ海後ハ山に侍り社ハいらかを並
べ回廊軒をきしまめ塩ざにさせで御前の端板までハ
海になる塩どに引ぞ砂にて二三里におゝことりと云る
ハみな息栖の風景なりと或書に云るが如し伊勢大神
宮に参りてめに何事のおはし坐かハと詠るばかりの
物知らぬ法師なりしかば然も有ことき事にこそちて比
を所の者ハ於使須とも云を思へば下総国の沖洲の義
にや本ハ決めて洲にて有かむとと直に見て知れたり
息洲村と云の海辺なりさて此社の前なる海に立為る
鳥居の左右に潮に漬りて男瓶女瓶と称ふ二れ奇しき
石あり空の曇れる時ハ見わからば晴たる時ハよく見
ゆるなり其状ハ或書に男瓶ハ径一丈餘にして銚子の
形なり其口とおやしき所に溝あり中ハ窪みて鍋の形
せり女瓶ハ径五六尺ばかりの土器に似たり土俗これは
神世の銚子土器ありと云此石満潮にハ二三尺沈めり
干潟にハ現はる其銚子の中ハ素水にて潮の味なし是
を忍塩井の水と云を記せるが如し社傳記にも息栖筒
井入海渚鳥井辺在石瓶塩水尋常淡水出無鹹味外海浪

不混誰敢疑之塩満てみる絶少く成ふゟ巳息栖の筒井
浪よ沈こてとゐり鹿島香取息柄む鼎の三足み如く三
里ばゟりおく放れて舟よて行くよ便善ゟまむ三社参
巳とて詣づゐ人多ゟ巳ちて息栖より一里ばゟり東方
よ日向川と云処あり。あ〳〵ふ古息栖といふ地ゐめ。息栖
神社む。もを此所よ有しなり。其処よ瓶無川と云あ巳。少
き入江まて彼女瓶男瓶ハあ〳〵了在しを息栖の海ふ迁
せり。其瓶無川を俗よボう〳〵川と云ふ。そハ木生おげ
巳て川とむ見えぬむか巳なまバなりと土人み語りき
○因よ記ば入の普くむ知ざる事処るゲ此所の川辺な
る下総下櫻井村み大河中よも男瓶女瓶と云ゐり。息栖
のは見るふ水底の砂ふ半埋れて見也れぞ古代よ人み
造ゟむも知らばと思むゐ〵状なるゲ此櫻井のり其水
底む張立さる如き一面の堅石処るよ彼瓶むゟおて人
作と見ば其平石よ生付てゐり。水底む上より見まむ浅
く見也る物なるふ一丈餘巳底よ息栖の瓶み大さよ見
さ巳形む尋常よ瓶と云物ふ似さりまさ同国猿田郷猿
田村なゐ猿田彦神社へ詣ゟる了神主石毛正督ゲ語り
ゟるむ此よりー里去て富川村み浦と云ゐり。此神の祭
祀りよ出坐の処なり。此浦の海底よも男瓶女瓶あ巳。湊み

引さる時よむよく見也と云へれど此ハ道よ見ざれむ其状むおらば抑此辺の水底よちる物の多ゟる事ハいゟなゐ由なゑむ後人くく考へてよ

ちて此神宮を修造し給ゟゐ事始む。
風土記ふ淡海大津朝初遣使人造神之宮自爾己來修理
不絶とゐ巳。淡海大津朝とむ天智天皇の御世を云。日本紀畧ふ弘仁三年六
月辛卯神祇官言住吉香取鹿嶋三神神社隔廿箇年皆改
作積習爲常其弊不少今須除正殿外随破修理永爲恒例
許之とゐまむ甚古くむ攝社末社の諸殿までも皆改作
られしを是時かく定給へるなり。延喜式ふ凡諸国神社
随破修理但攝津国住吉下總国香取常陸国鹿嶋等神社
正殿二十年一度改造其料便用神税如無神税即充正税

と有は其定に依られしなり。又是より先に。清和天皇紀に。貞観八年正月二十日。常陸国鹿嶋神宮司言。鹿嶋大神宮。總六箇院。二十年間一加修造。所用材木五萬餘枝。工夫十六萬九千餘人。料稲十八萬二千餘束。採造宮材之山。在那賀郡。去宮二百餘里。行路嶮峻。挽運多煩。伏見造宮材木。多用栗樹五千七百三十四株。望請付神宮司。令加殖兼齊守。大政官處分依請。と云ことをも見えたり。栗木は栽やすく長やすき樹なる故に。是を多く用たるか。和名抄に。那賀郡に鹿島郷あるも由有げなり。彼社例傳記に。鹿島神の春日山に遷坐し時に。中臣連時風。秀行といふ二人供奉りけるに。大神此人々に焼栗を給ひて。汝等が子孫栄ゆべくば。此焼栗生長よとて賜はるを。国に持下りて植けるに。生長ければ。其より中臣植栗連といふ。其所を小神野とも栗林里とも

云とあるは。元明天皇紀和銅二年六月の下に。殖栗物部名代賜姓殖栗連。また称徳天皇紀に。神護景雲元年三月。幸薬師寺。放奴息麻呂賜姓殖栗連と見え。姓氏録左京天神部に。殖栗連。大中臣同祖とあるを思ひ。此文を混らして語り傳へたる説なるべし。和名抄に山城国久世郡に殖栗郷あり。今も栗林村と云あり。と或人いへり。東鑑に。建久四年五月朔日。頼朝遣右衛門尉八田知家。於鹿嶋促神宮造改之功限以七月十日祭以前。鹿島大神宮祭事次第記に。七月十日大宮祭不奉備神供三韓退治之大神事也。委細者有餘之文段云々とある祭を云なるべし。鹿島宮人北条時鄰云く。御軍祭を称ふは。七月十日の夜。祢宜神主楼門の前に立列なり。其時神戸の民町々の者群集て。青竹の葉に火ともしたる小挑灯を幾おともなく結付たるを手毎にもち。鯨波の声をあげて推寄來り。みな篝となして一時に焼あげたるをきひ甚おぞましきまでなり。大宮司大祢宜は大小の神劔を抜て捧ぐはさ神官より里人に至るまで。男は太刀劔をぬき。女は鎗長刀の鞘をはづして。篝の火影に打かざれなり云々。舊記に。神功皇后

三韓征伐の事を記し大神御行ましく〳〵て王船を助守り給
ひ平らぐるに順和をはりて帰陣ありしかば應神天皇の
御宇より此祭を行ひ來れる由しるせり俗に三韓退治
の箭なりと云へり大神の王船を助守り給へるなとは
詞林采葉藻塩草宇佐八幡縁起
太平記などに見ゆといへり　鹿嶋社古來二十年一度
改造安元二年造改之後去年滿二十年頼朝命多氣義幹
伊佐爲宗小栗重成等知經營事諸司怠慢不就功故今及
此七月三日小栗重成俄發狂病頼朝命馬場資幹代重成
とも見えたり中昔よりは国司の修理する事となりて新任国司必宮を造る前司の造所ハ新司
改任の時壞頽し由明月記文暦二年圖大暦文和二年春
日験記など合せ見て知べし中臣系図に造鹿島宮使六
位兼善造鹿島神宮使従六位上時來など見えたるハ何
れも御世比ことなりぬ其後慶長十年に至りて東照
宮御信敬深くおはし〳〵てめでたく御造營あり又々元
和四年台徳院殿かしこくも改め造らせ給へりと北條
時鄰なり　いけて此大神を御あしらひ坐る趣なり内藏寮式に
鹿嶋香取祭と題して鹿嶋社（宮司禰宜祝各一人物忌一人）香取社（宮司禰宜各一人物忌二人○今本二を一に作るは誤なり今は古本にまた下に引く主税寮式によりて挙たり）社別五
色薄絁各一丈安藝木綿二十枚盛嚢料商布一段布綱三
條（一條長一丈二尺二條各長五尺廣六寸已上官物）明櫃二合調布二丈（敷櫃料）荷覆
二條禰宜人別絹一匹物忌人別夾纈帛淺緑帛各三丈（已上寮物）
紫纈帛三丈縹帛六尺絹一匹綿二屯宮司當色一領禰
宜祝人別當色一領社別雜給料絲二十絇（已上官物）とあるは
二宮御祭の時にそれ宮司禰宜祝物忌等に賜ふ物なり
また同式に使等装束藤原氏六位已下一人寮史生一人

賫幣夫二人。使料當色一領。夾纈紅臈纈支子帛各一匹。中
緑帛二匹。調綿二十屯。細布三端。已上官物。淺緑綾。淺緑帛各一
匹。已上寮物。史生當色一領。絹二匹。調綿六屯。曝布二端。賫幣夫
別衫一領。料紺調布二丈。布帶一條。長八尺。已上官物。使等上道日。
餞料錢一貫文。右其使名簿前二月春日祭二十日大臣下
當官寮差點史生申官預畧備幣物。其使等當日賫幣發寮
向国。とあ卫て此は毎年此事あ卫。類聚符宣抄鹿島使事
と云條よ鹿島使大政
官符下総常陸両国司学生正六位上藤原朝臣行葛内藏
史生従七位上秦公連扶右為奉鹿島香取両社幣帛差件
等人充使発遣如件両国承知依例行之符到奉行位右中
辨位右少史天暦五年正月廿二日とあり式ふ使は藤原
氏の六位已下一人内藏寮の史生一人と有が如し鹿島
使と称ひて香取を預さるよて此は定れる式あり続本

朝文粋よ藤原敦光朝臣の式部大輔の闕を望める時の
啓文ふ立后之後八社奉幣并鹿島奉幣告文者先例大内
記所作也上東門院御時式部大輔匡衡朝臣作之准拠彼
例中宮立后之時敦光所作献也云々と有り下よ引く大
鏡よ新しき御門后大臣立給ふをりは奉幣使のあらば
立とあるを合せて臨時の御使もまりさ多か卫し事を知
べしさて諸国の神社へ御使を立らゝ事多かれども
直よ某使と云ことは見えざるを鹿島のをば直よ鹿島
使と称へるを思ふよ舊くも聞ゆる鹿島立と云ことは
此使ふ発けるゝ人ゝ此言初とゝ言よは非ざるゝ今世ふ
も北国発西国発あれど常ふ云めり亦れ鹿島立
のおとは今一の考もありそは下ふ云べし。仁明天皇
紀ふ承和十二年七月丁卯常陸国言依去年二月廿七日
符補任鹿嶋太神宮権宮司庶務之勤不異正任而奉幣朝
使只給正任當色不給権任祭禮之場同官異色望請准拠
正任将預給例者聽之立爲恒例。あぜも見えと卫。亦台記の康

治元年八月の下、東鑑の寿永元年八月の下、寛喜三年五月の下なども此宮へ奉幣使を立られし事見えたり。さて此大神は国平に天降り給へる時に御子神等あまた帥て坐しを聞えて、また風土記に行方郡に香嶋神子之社と云あり。社傳記に息栖之辰己有天宮社手子妃云。是大神御子。東方守護云。自本社祭禮勤行之と見え。此社のことは鹿島宮恒例祭事記に手子妃宮を遙宮天宮社ともまた神遊之社とも云といへり。今東下の羽崎村と云に在て手子崎社と云とぞ。万葉に埴科の石井乃手兒、葛餝の眞間の手兒名なども詠る手兒も同く昔この国辺にて嬢子を称へる名なり。今も若き女を称ふ。此をとく尋ぬればぞ末なる女子を称ふと云り。然れば末子れ波を省れる言にぞ有る。依りて此姫神の社は東方守護と清和天皇云へば姫神ながらに勇功ありし神ときこゆ。紀に貞觀八年正月二十日常陸国鹿嶋神宮司言大神之

苗裔神三十八社。在陸奥国菊多郡一。此郡和名抄には見えたれども神名式には漏されば考べき由なし。磐城郡十一。式に此郡に七座あるが中に鹿島神社と云が一社あり。標葉郡二。式に此郡に苕野神社一座のみなり。鹿島神の御子神なるか知らば。行方郡一。式に此郡に八座あるが中に鹿島御子神社あり。宇多郡七。式に此郡にはたゞ子伊眉嶺神社のみあり。伊具郡一。式に此郡に熱日高彦神社鳥屋嶺神社と二座あり。何れか御子ならむ知らば。亘理郡二。式に此郡に四座ありて鹿島伊都乃比気神社鹿島緒名太神社鹿島天足和気神社あり。此郡には二とあるに一社多くは他郡なるが後に地の沿革れる故に此に入れるならむ。宮城郡三。式に此郡に四座あれど今思ひ當る社もなし。黒河郡二。式に此郡に鹿島天足別神社あり。色麻郡一。式に此郡には伊達神社のみあり。志太郡一。式に此郡了鹿島神社あり。小田郡四。式に此郡に二座あれど思ひ當る社なし。牡鹿郡一。式に此郡に鹿島御兒神社あり。また香取伊豆乃御子神社と云もありさ

て此言上さる諸郡の外に信夫郡に鹿島神社栗原郡に香取御兒神社などあり然れど鹿島のと云ざる社にも御子なるが有べくまた漏れて式外なるも有ぬし　聞之古老曰延暦以往割大神封物奉幣彼諸神社弘仁而還絶而不奉由是諸神爲祟物怪寔繁嘉祥元年請當國移状奉幣向彼而陸奥國稱無舊例不聽入關宮司等於關外河邊祓棄幣物而歸自後神祟不止境内旱疫望請下知彼國聽出入關奉幣諸社以解神怒其幣料用大神封物依請とあり。（桓武天皇紀に延暦元年五月壬寅陸奥國言祈禱鹿島神討撥凶賊神驗非虚望賽位封勅奉授勲五等封二戸とあるは何れの神社ならむ）さて此御子神たちは天上に還昇り給ふ時に悉帥て昇り給ひけむを姓氏録河内國未定部に倭川原忌寸武甕槌神十五世孫彦振根命之後也とあるは其御子神の中に此國に坐けむ間に生給ける御子の後なるべし。（未定の中に録されたるは天に還り坐る神の末と云を不審みての事なるべし。さて倭川原とは斉明天皇紀に飛鳥河原宮とある河原ぞさもあらば高市郡なり。彦振根命は餘にいまだ見當らず。）倭之矢作連布都努志乃命之後也とも見えたり。（此姓のことは第百十三段の傳に既に注あり。今香取の神領の内に矢作村と云があるは由ありげなり。）さて此大神の神威を振ひ給ける事の物に見えたるは神武天皇紀に高倉下命の庫頂を穿ちて御靈の御劔を落し入れて天皇に獻り給ひて悪神を平け給へるぞ風土記に崇神天皇御世景行天皇の御世などに畏き御識ありし事は其巻々に擧られど此

に云ふ東鑑に治承五年三月十二日戊子源頼朝懼諸国未服従祈諸神祇。今日先以常陸国鹽濱大窪世谷等地奉鹿嶋社。命鹿嶋政幹爲總追捕使。またと養和元年十月十二日乙卯。頼朝以常陸国橘郷奉鹿嶋社。是神能守護武家也。壽永三年正月廿三日癸丑。常陸国鹿嶋社禰宜等使使告頼朝曰。去十九日社僧夢明神爲追罰木曾義仲平宗盛等赴京都。其明日戌尅黒雲覆寶殿四面俄暗。御殿震動鹿鷄爲群。頃之黒雲西行。雲際有一鷄。人皆見之云。頼朝聞洒出湯殿前庭上望拜鹿嶋社。方當是時。京師鎌倉雷鳴地震。是月二十日。木曾義仲爲東兵所射殺。二月七日平宗盛爲源範頼及義經等所破。亡一谷城赴南海。文治三年十月廿九日丙申。頼朝以敬常陸国鹿嶋社異他社故。命木国奥郡充毎月神膳料籾百十石云々。此年の四月改元ありて元暦元年といふ十二月廿五日の処よ鹿島社神主中臣親廣親盛等依召参上。今日参営中。賜金銀祿物。剰當社御寄進之地。永停止地頭非法。一向可令神主管領之旨被仰含。是日來捧御願書抽丹祈給之処。去春之比現嚴重神変御之後。義仲朝臣伏誅。平内府又出一谷城郭敗北赴四国訖。弥依御信心今及此義とあり。はた建久二年十二月廿二日子尅。常陸国鹿嶋社鳴動。如大地震。聞者驚耳。是爲兵革并大葬兆之由。禰宜中臣廣親所註申也。幕下有御謹慎。則以鹿嶋六郎被奉神馬云々。などぞ見えたる。按よ此明年三月十三日。後白河上皇崩御せり。大葬兆とは是なり。常陸卜部が亀卜よ卜ひてぞ知られむ。はた此大神に祈り

りて。劔術の奇れる術また馬に乗る術を受賜はせり。或は香取大神に禱りて。鎗術の妙なる術を受奉れる人等の有しハ。神世の由緒を思ふに。最も尊き事なりけり。古くは大神の神官に。国摩眞人と云し人。大神に祈りて御教へをうけ。一太刀の術を発り。神劔の形にならひて刀を作り世に傳へたるを。旧く鹿島の太刀とれみ云て傳ハり。其後その裔乃座主吉川氏六十八條の劔法を傳へ。永祿の頃に塚原ト傳と云し人。吉川氏より出て。塚原氏をつぎ名を高幹といへるが。千日の間。神宮に参りて祈れるに神託ありて傳へ來れる一太刀の妙理をさとりて新當流と名つけたり。また其頃香取に飯篠長威と云し人あり名を家直と云へるが香取神宮に祈りけるに夢に大神一巻の書を授けて教し給ひ。是より鎗長刀の妙なる術を悟り。ト傳と互に心を合せて共に其名天下に耀れり。今世にある劔術鎗術の諸流は大かた是人々より傳はれりとぞ。また是より古く明德應永の頃う上總国大坪村より。大坪左京亮直弟といひし人出て鹿島神宮に祈り。夢中に御教をうけて鞍鐙を作る法より去彦て馬に乗る術の妙なる術を受奉り。其術を鹿島流といひしが。後に傚より大坪流と唱へたり。後に髪を下して道禪と云しは是なり。此人の作れる鞍鐙を神作と唱ふ。そは鹿島神より傳受たる作法なれはなり。然るに後には神字をはぶきて作の鞍作の鐙と云とぞ。是らの事ども伊勢鞍由來記武藝小傳世事談などを始め數の書どもに見えたる中の要とある所々を摘て記せるなり。鹿島大神宮瑞驗記といふ物に寛文年中に座主吉川直常といふ人年來の弟子どもに劔術の奥儀を授けるにその内一人俄に狂乱し煩ひけるが夢に汝觸穢の障あれば此度は傳受叶はずと神託ありし事を記せり。凡て此瑞驗記といふ物は此大神の靈幸へ坐る事をくさぐさ集め記せる物なれば見るべし

○鹿嶋連此姓の出自は。天兒屋根命より出たり。斯て是氏人に。此大神に宮に仕奉れる起原を稽ふるに。風土記に。崇神天皇の御世に大坂山の頂に。大神その御形を現し坐し。大坂山は大和国[redacted]郡

に在り。我が御前を中臣神聞勝命に治しめ給はく。此命は天兒屋根命なり。八世に當れり。食国平也。大国小国の事依し給てむと御識のりし時に。種々の物ども。神宮に奉りて。祭り給へるとり此事と通へなり。なほ此故事は。崇神天皇巻に採て。文を成されば。委曲は彼巻を見て知るべし。然思ふ由は。同記に。景行天皇の御世に。彼神聞勝命の子。久志宇賀主命の子。大鹿嶋命の子。中臣巨狭山命と云ひ。その神宮に仕奉れる事見えたり。此命は。神聞勝命の曾孫なり。此事も委くは。景行天皇巻に採て文を成されど。彼巻を見て知べし。父命の名を。大鹿嶋命と云しは。やがて地名を名に負へるなり。然れば。神聞勝命より仕奉れることを疑有るまじく覺ゆ。今の大宮司の家系に。初祖は。巨狭山命の子。彦狭山命と云人なる由見えたり。そを平時郷にありき。上の豊香嶋宮の下に引りし。風土記文に。孝徳天皇御世己酉年に。大乙上中臣子。大乙下中臣部兎子。らと云し人々は。總領に申行ひて。神郡を置故を思ふに。其裔の蕃息れる人々を聞ゆ故が。天智天皇紀に。常陸国中臣部若子と云人も見えたり。中に。先祖兒屋根命となり。次々傳はれる卜事を持分て仕奉る族を。卜部と云て。是示いを多くぞ在る故。上件の事ども。凡て第六十段。四国卜部の下に委く注せるを見べし。聖武天皇紀に。天平十八年三月。常陸国鹿嶋郡。中臣部二十烟。占部五烟。賜中臣鹿嶋連之姓。との故にて其家々の多有しことと知べし。持統天皇紀に。鹿島臣と云が見えたるは。此程は。いまだ鹿

島姓を賜はれる程なるに臣とさへ云れは不審し　光仁天皇紀に。寶龜十一年九月丁酉。授常陸國鹿嶋神社祝。正六位上中臣鹿嶋連大宗。外從五位下と見え。三代格の大政官符に。鹿島の神宮寺此事は。去天平勝宝年中。始建件寺云。宮司從五位下中臣鹿島連大宗。大領中臣連千德等与修行僧滿願所建立也。今所有祢宜祝等。是大宗之後也となれバ。此大宗ちふ人は。勢有し人と聞えたり。なほ此寺のなと。嘉祥三年八月の官符にも。神宮司從八位上大中臣朝臣廣年解。偁。去天平勝宝年中。修行僧滿願始建件寺。奉写大般若經六百卷。図画仏像。住持八箇年。神以感應而。滿願去云々とも見えたり。大宗千德など云し人々いかに此乞食に々誑らかれむ。憐むべし。此寺のことぞ。清和天皇紀貞観十七年三月の下。東鑑建長二年八月の下にも見ゆ。今に其寺なる本地堂もあるを。神は何と御覧ずらむ。悲しきや。延宝の頃乃大宮司則直と云し人は。神に誠なる人にて。宮前なる仏具の類は。悉く取捨たりと聞ゆるは。功しき人なりけり。滿願僧がことを社例傳記に。神宮寺万巻上人建立。三十間之紺堂。以鴛瓦葺。本尊丈六之釈迦如來。脇立有十一面観音并弥勒并建立。後經三百八十年。堀河院嘉保元年卯月。夜半雷火飛來。堂社佛閣一宇不残焼亡。古今同録之大災也。故嘉承元年。本尊脇立共。神主則景造立云々。滿願上人。出當社氏人之中。或出筥根足柄郷云。其名云。京仁毎日方廣經一万巻讀誦之。故云万巻。天平宝字年中。順礼箱根山。建立之七十餘歳。山住神宮寺直堂在。木像と見えたり。此僧ハ東國々を經りて。此彼そゝのガし神社を仏風より攪乱せる妖僧なりしこと。既に第九十二段の傳にも注せるを見べし。○類聚國史に天長二年。中臣鹿島連貞忠願得度。許之とあり。　仁明天皇紀に。天長十年四月丁丑。授常陸國鹿嶋大神祝外從八位上勳八等。中臣鹿嶋連川上從五位下。ともあり。大宗川上ともに。今大宮司の先祖なりとぞ。臨時祭式に。下總國香取神宮司。常陸國鹿嶋神宮司。準從八位官。並以封戸物充之。また鹿嶋社宮司。禰宜祝。各一人。物忌一人。また鹿嶋奉幣條に。宮司當色一

領禰宜祝。人別當色一領。雜給料絲二十絇。と見え。また仁明天皇紀承和十二年秋七月丁卯常陸國言依去年二月廿七日符補任鹿島大神宮權宮司庶務之勤不異正任而奉幣朝使只給正任當色不給權任祭礼之場同官異色望請准拠正任將預給例者聽之立為恒例ともみえたり。符宣抄に太政官符式部省。從六位下大中臣朝臣好香右左大臣宣奉勅件人宜補任鹿嶋神宮司大中臣兼相死闕之替者省宜承知依宣行之符到奉行。天暦元年七月十六日。また大政官符常陸國司正六位上大中臣朝臣元鑒。右去年十二月十三日。補任鹿嶋宮司畢國承知一事以上依例今執行符到奉行。長保元年二月廿八日。外に數所より見えたり。本書に就て見るべし。嵯峨天皇紀に弘仁十一年八月甲子。令常陸國鹿嶋神社

祝禰宜把笏。などぞ見ゆ。三代格貞観十年六月大政官符より

齊衡二年四月二日符偁得神祇官解偁撿案内住吉平岡鹿島香取等神主并祝禰宜皆是把笏自餘神社未預此例祭礼之日拱手從事望請三位以上神社神主并祝禰宜等同預把笏以増神威謹請官裁者右大臣宣奉勅入色者依請云々と云こともみえたり。桓武天皇紀延暦廿三年六月丙辰の所に。制常陸國鹿嶋神社越前國氣比神社能登國氣多神社豐前國八幡神社等宮司。人懐競望各稱譜第自今以後神祇官撿舊記常簡氏中堪事者擬補申官とあるを以ても勢有しことを知らる。是らを思ひ通して古く彼神宮司を御會釋ませし趣を辨ふべし。なほ國史類の書ども東鑑その他の書等よりも此氏人の事それの名も數見えたれども事多かれば今は大抵もらしおく。さて玉葉寛喜元年五月一日條に。二條中納

言來申香取神主問事當時神主本流中臣也助道者大中臣也鹿嶋神主餘流也而康治之頃中臣氏無其仁之時掠申子細拜任後三代雖似相續中臣氏互相交補也就中助道三度補之其治纔六箇年也稱家稱不吉加之長者之始近例多改補之尤可被改仰歟當流之習以嫡子補大禰宜以次男被補神主仍二男無其仁云々とあるに據まで香取神宮の神主も此氏人にて別に係家なりけれ。（然るに今は經津主神は御裔なりと云由なるは傳へある事なり）○春日社は神名式に大和国添上郡に。春日祭神四座（並名神大、月次新嘗）とある是なり。此社の第一殿に坐は鹿嶋大神を遷し奉れるなり。其は此四座は

こをて神宮雑例集に中臣氏神社と擧て鹿嶋神宮（坐常陸国鹿島郡）香取神宮（坐下総国香取郡）平岡太神（坐河内国河内郡）相殿姫神（此神者件三所明神神殿内相住給別無宮殿）元明天皇和銅二年己酉都在奈良京之時近奉崇居春日御社也とあるは平岡太神とは上に注せる如く天兒屋根命を申し姫神をは謂ゆる三柱姫大神（多紀理毘賣命狹依毘賣命多岐都比賣命）を所聞ゆ。（三所明神神殿内相住給とは鹿島香取平岡以上三所の大神は相殿に坐る由なり。然るを春日社記に神座は順は右を同けれど四御殿姫大神伊勢国大神宮とあり。四御殿と云るは後に姫大神の殿をも別に物して四所明神を申せるなれバ難なけれど此は伊勢国大神宮と云るはいみじき非言なり。此もし伊勢大御神ならむにハ下に引く御紀の文に平岡比賣神とは申すまじく第四殿の末座に坐て位階も中に卑く坐るならば何とか解かむ。殊に伊勢大御神へは決て位階を奉ら

れざるは例なる事をさへに知らぬ痴事なりかし。二十二
社注式・その外の書どもにも此姫大神を伊勢大御神と
爲さるが多かれども其ころ春日社記に
據なる物なれど總て論ふに足らざりし。さて平岡太神
とぞ申せども上に擧ぐる河内国枚岡神社を直に移
し奉れるには非ず此社の神と香取神とを鹿嶋に古く
在しは中臣氏が其處に移し祝ひて鹿嶋大神と三柱なり。
鹿嶋三所明神と稱して氏神を齋ぐは藤原氏の京に
住て時久しくに就ては其鹿嶋三所明神と申せる神等
を近く移しける京の氏神と祝ひけるにやあらむ有しは其上
の豐鹿嶋宮の所に引きし風土記に孝德天皇の御世に
中臣子中臣部兎子と云し人々が神郡を置きし事を云と

て其處有天之大神社坂戸社沼尾社合三處總稱香嶋天
之大神となる坂戸社沼尾社なり。鹿嶋社例傳記に坂戸宮
天兒屋根尊是則河内国平岡太神也日神籠賜天磐戸之
時以此御神之謀開賜磐戸當社三所大明神奉崇敬之沼
尾社經津主命是則香取大神也此神始天降鹿嶋後御坐
下總神崎其後垂跡香取云當社三所大明神奉崇敬之也
なり。風土記に合三處總稱香島天之大神とあるによく
符へり。常陸風土記も近き頃世に顯はれたる書にて
て彼社傳を書る頃はかねても知らず只口傳をのみ記
せりと見ゆるに實の傳もえ熟符ふ物なることゝ此をもて
も悟てりぬべし神道集にも鹿島三所者沼尾酒戸といへ
り。さて神崎とハ同く香取郡の大河にさし出たる崎に
て神崎神社を云に古社あり謂ゆるナンジヤモンジヤノ木
と云ふ名高き大木のなる社なり此は決して陽成天皇

紀に見えさる小松神なるべく其祭神は香取神と少毘古那神ならむと思ふ由ありて既に第九十四段に委曲く辨ずるを見べし。

共に式には載されねど坂戸神社は坂戸村と云に坐し。沼尾神社は沼尾村と云に坐なり。此二社ハ今も大宮におぎて崇敬奉り。合て鹿嶋三社と申なり。

坂戸としも云は其坐る処は坂路を上りて参れば云るにや沼尾と云ハ風土記に其社の南郡家北沼尾池古老曰神世自天流來水沼所生蓮根味氣太異甘絶他所有病者食此沼蓮早差驗之鮒鯉多住とある沼の丘なる故にや夫木集に光俊朝臣沼の尾の池の玉水神代よりたえぬや濺き誓なるらむとありて此哥は康元元年十一月五日鹿島社にまうでゝ次より宮めぐりし侍るに沼尾社はかの池のさるいけぎとく見えて神代に空より水くだりてと思ふも有がさし蓮の生ひ服せるもの不老不死なりと風土記に見えさるに今ハなき古ことになむ侍りけるとあり今は其沼の跡芝原になりぬいと惜き事なりけり

然れば經津主神は健御雷神と。一體の分身なる故に。香取宮をも移し祭り。天兒屋根命ハ。中臣部の祖神なる故に。平岡社より移し祭りけむ事。ぞく事情を思ひ遣し。是則平岡大神也。是則香取大神也と斷れるに思ひ合せて辨ふべし。

さて然齋ずることは遙に達く中臣氏なる人の香島神宮に仕奉り始める程よりの事なるべし其は上に引る風土記に孝徳天皇の御世に神郡を置さる文に其処有天之大神社坂戸社沼尾社と云る趣にても甚古く在ける事とは知られさりか

れて後に。沼尾坂戸二社の神をまと香嶋宮に合祠れり。と聞えて。今相殿に右に經津主命。左に天兒屋根命坐まして。今は三座なりとぞ。

但し神名式ハ幾座と無く名神祭式にも鹿島神宮一座と見えて健御雷神一柱に坐り社傳記には相殿神の坐と云ことはなしまた香取神宮も名神祭式に一座とあれど

今も相殿に武甕槌命天兒屋根命おはし坐て三座なりと云ハ鹿島宮にならひてにやまた河內國枚岡神社も式に四座とあるも兒屋根命また比賣大神も元より坐ゝ然ど健御雷命と經津主命とハ後に春日社にならひて加へたるなるべし若これ其以前より四座ならむにハ此社をこそ春日社へ迁と濟ゝま鹿島社より迁にべくも非ねむれり。けて春日山に祝祭まるは京なる氏人の擧なる事は書どもに中臣氏の氏神と云へるが確證なるに雜例集に中臣氏神とまお題して都在奈良京之時云々と記せる文趣を見るに公廷の御擧とも聞えばなれほ其證を云はゞ。大鏡に鎌足の大臣の生れ給へるて常陸國なれど。彼處の鹿嶋と云所に氏の御神を住しめ奉る。鎌足公を常陸國の生なりと云ことも簾中抄大鏡裏書色葉字類抄下学集などにも見えたり然れバ大和國高市郡の人とある說も誤と云べし其は今も鹿島宮のほとり甕山といふ山の前下生村といふ処に鎌足公社と云ありて其は住居ありし地なりと語り傳へたり元より鹿島の中臣氏より出たる人なりしかば然もあるべし一舊記に本姓ハ大中臣氏なれども俗姓は宜しからざる人なる由見えたりと北條時賴いみじり然れども仕奉れる初に神祇伯を命せ給へるを思ふに俗姓の然しも賤き人なりゝむとは所思えなむ。それ御代より今に至るまで。新妃御門后大臣立給ふをりは奉幣使ゝれらゑ立給ひ。その御代とは鎌足公の代を云り新帝新后の立給ひ新に大臣に任さるる人のある時ハ奉幣使を立さるる由にて其鎌足公の子史公の御女を后に立給へるより以來皇后ハ多く藤原氏の御女なりしかば其生坐る皇子天皇になり給ては其藤原氏ハ御外舅となりまふさ其勢に依ては大凡世々の大臣をぞ藤原氏の持給ふ事となれる故にその氏神なる鹿島三所明神へ奉幣使をまをし立給ゝむ事は信に然も有べき事になりゝる御門奈良におはし坐し時に。かしこを本しとて。大和國

三笠山よぬ卫奉ゆて。春日明神と名おけ奉る。今よ藤原
み御氏神ふて云〻。と石卫。かしことあしを今の印本ふ
れるあ卫。今は屋代弘賢主のかし卤まつ卫と有ハ写し誤
持さる係古写本よ拠て引さり。是をもて。鹿嶋は程とあし
坐て。春日山ふ振奉れるおと知られさ卫。其年は雑例集
ふ。和銅二年坐石係年れ卫。然るを春日社記その他の物
よも称徳天皇乗れ神護景雲元
年六月よ鹿島大神御形を現れし白鹿よ乗して榊を鞭
とあし中臣連時風秀行と云し二人を御供ふめして三
笠山よ移り給へ卫とて其途のあどれ事あど何くれと
記せるは凡て妄説あり。そハ其事もし宲れらバ御紀よ
いたくかも其事を記さバは有べからバ宲よはもと藤
原氏の私わざあ卫し故よ図史よは記さまざるふや但
し時風秀行と云し人〻の供奉れりと云牙係は宲ある
ぽし其は今も春日社よ辰市大東坐て二人の神主石ゐ
れ此時風秀行が末ありといひむれ卫たれど焼栗を賜
牙るを殖て生とる故ふ殖栗連と云といひ鶴よ乗りて

供奉せり。あど云ハ信られず。按ふ此は元明天皇紀和
銅二年六月の下よ。殖栗物部名代。賜姓殖栗連と見え。称
徳天皇紀よ。神護景雲元年三月。幸薬師寺放奴息麻呂賜
姓殖栗連。あど見え。姓氏録左京天神部よ。殖栗連大中臣
同祖と石る。此等れ事を混らし
て。作り設けさ係説あるべし。

そは雑例集れ。上ふ引る

傳文れ次よ。聖武天皇天平十二年四月五日。春日御社奉
遷壽久山御社。是右大臣大中臣清万呂卿致仕籠居摂津
国嶋下郡壽久郷之間。住家近所奉崇也と見え。清麻呂公
は光仁天
皇の宝亀五年十二月。七十歳よて致仕のおとを奏され
志かども許されず。桓武天皇即位れはじめ。天應元年六
月よ再び請て。七十七歳よて許され。延暦七年七月八十
七歳ふて薨らまざり。然まで致仕して後よ。籠居まぽき
所と定め。豫よ迂し置れさるあり。此は然も有べき事ぞ
かし。然れども文の趣あしくて。紛はしく聞ゆるあり。津
図は元ゝり。此氏人よ由緒石る図よて。鎌足公不比等公
あども彼処よ籠居せられさりき。た多此は前よ鹿島三

所明神の御靈を分て中臣氏神と奈良の春日山に社を造り祝へる御靈をまた別て寿久山社を建て祝へる由なりこは神名式に島下郡に須久ゝ神社二座とある社にて後まで存れるを式にも載られしなり二座となるも鹿島香取二神を一座とし平岡二神を一座として祭れるならむ今も宿久荘島羽村と云に存とぞされば春日山に迁せる年を雜例集に和銅二年とあるが正しく春日社記に神護景雲元年といへるが誤なること其年より二十年餘り前に清万呂公の寿久山に迁せる社の今に存りて須久ゝ神社を神名式にも載られたるにて明なりまた是に就て按ふに和銅二年の頃も不比等公の盛なりし時柄なれば専と彼公の心に出て春日山に迁せるには非じか鹿島社例傳記にも左大臣長手公藤原氏之人故取分承行云といへり然れど長手公にても時代少し後れたり〇かく記し畢て後にまた思へバ此一社記に春日社も興福寺の鎭守に坐ば彼寺ハ山背の山科に在き大織冠の爲に建立なり淡海公の時に迁たると云ひ元亨釈書に奥福寺者和銅三年三月藤丞相不比等於和州平城建之とあり然れバ雜例集に春日社を迁せる年を和銅二年とあるがまさ〱正しく己が考への當れる事をもわきまへ於

また其次に孝謙天皇天平勝寶八年三月十一日春日御社奉祭鎭於伊勢國度會郡津嶋崎也是宮司從五位下津嶋朝臣子松所申請也とあり。宮司ハ伊勢大御神の宮司なり是また前に春日社に中臣氏神を祝へる神たちの御靈を分て津島崎に社を建て祝へる由にて津島氏も上六十段に注せる如く中臣氏と同祖なれば我が移住む伊勢國へ迁せるなり申請とは公廷に請白せるにも非ず大氏なる大中臣また藤原氏などに請へるならむ然るも津島氏ハ中臣の小氏なればなり清万呂公の寿久山へ迁されたる文に申請となきは大氏なればなりさて津島崎と云地名も津島氏の住る地なれば負たるならむさて此次文に桓武天皇延曆十六年八月三日官符移立離宮院於度會郡湯田郷之時件社自津嶋崎奉迁鎭彼院西方也于時祭主大中臣朝臣諸魚宮司中臣朝臣眞魚也と見ゆ但し此文の諸魚ハ誤なりぞも是ゞり早く世になき人なればなり摂津志島上郡神廟條式外に春日神祠と出して在東天川村与野田前島共祭祀と

あるも是れるべし。是らを思通して。其氏人のそれ氏神をられらば我ら住む所々に移し奉れる。古へはさはを辨へずいと古く中臣氏は鹿嶋神宮に仕奉れる時に本祖神たる枚岡神を坂戸社に祝ひ香取神を沼尾社に祝ひ鹿嶋大神を三社を氏神として祭れるを春日山の御社に遷し齋へるに。違有まじき事を暁るべし。香取神は健御雷神の分身なる由あれど更なり。天兒屋根命健御雷命共に本系は火産靈神より出て親うるべき由なれバ相社すなり給へるこそ大神どち睦契なることなるべし。さて氏を宇遅と訓むは内をもと同語なり。語の清濁に拘ハるべからず。故氏神と云は内神といふ意にて。内に屬たる神のあくろに親ミて云る称なり。漢字の義を放れて言此義を思ふべし。氏内同語なれるこそ此義は允恭天皇巻に氏々名くとなる所に委く注ふを見べし。然有ばこそ春日神社を鹿嶋より遷せりとは有れども。鹿嶋香取枚岡より直に遷奉れりと云ことは古書に所見たることなし。鹿嶋社傳記春日社記さらに鹿嶋大神のみ移り坐りとを記せるなや。然るを公事根源に鹿嶋神三笠山に鎮座して後に餘の三柱神を其々此宮より神の迎へ給へる由を記されしは何に拠られたりけむ。餘りなる非説なりかし。然もあらば春日祭祝詞に鹿嶋坐健御賀豆智命香取坐伊波比主命枚岡坐天之子八根命比賣神四柱能皇神等能廣前仁白久皇神等乃乞賜比能任爾春日能三笠山能下津岩根爾宮柱廣知立高天原爾千木高知氏天之御蔭日乃御蔭止定奉氏となる乞賜比能任爾といふ文ぞいのにと言ふに。此社を

公にも祭り給ふことゝ成して、此山に遷せる年をいは。遙に後の事なりしかば。そは春日社記に、仁明天皇嘉祥三年始行祭と有る。此年は春日社に始めて祝へる。和銅二年より百四十二年後なり。桓武天皇紀に、延暦二十四年二月庚戌の処に、聖体不豫、典闡建部千継被充春日祭使とありて、此は嘉祥三年より四十三年前なれど、是時ハ聖体不豫におはして、臨時の御祭ありしと聞えたり。此後には清和天皇紀に、貞観元年二月丙申春日祭如常、同十一月庚申春日祭如常とあれば、是より十年早き嘉祥三年に始れりと云ことハ然も有べく聞えたり。また二十二社註式其外の書どもに、貞観元年十一月九日始祭と有るも誤れる傳へなり。なほ下に嘉祥三年九月の文を引たる処にも云を見べし。

其頃はかし古遠しとて移されたる事をば裡にして、神たちれも給へる故に移し奉れりと云言を表に文なり。けむ故に、大君は神にし坐ば、大らかに其言れはりく。

此祝詞は作しめ給へりけむ。岡部翁言に、古の祝詞は貞観の頃に作るなるべく、文のさま今の京にても稍後人の言にて、古に違へるなどありと云れしは、信にさる説なり。されば大鏡には裡の眞事を在のまにまに記し、祝詞は表の文を記せる物と心得べし。また此付て按ふに、春日社記を始め、大神現形して御幸せる由にて種々の奇しき語ども書なるハ、表に立たる説になほ加説して記せるなるべし。さて自説にや有けむ、他説にや有けむ忘れたり。春日と云地名の義ハ、彼山は元より鹿の多く住る山なりし故に、其は愛しみ給ふ神を崇むる處には宜はしと為て、此所に祝へるにて。鹿栖所の義にや。拾玉集に慈鎮「秋のこやなえ然忘るしは鹿島山春日野までも棹鹿の声なお」此地のことは孝昊天皇巻に注ふを見べし。三笠山と云名は、彼鹿嶋の御笠山

此名を此にも移せる稱なるをも疑なし。この三笠山を詠る哥も書どもに多く見えたれど煩はしければ記し出ず。さて鹿嶋香取枚岡三社に位階を贈られたる趣を國史に考ふるに。各其本社へ贈らるべきを。春日社に贈られしと見ゆ。故今其文どもを取並べて辨ふべし。其はまづ光仁天皇紀に。寶龜八年七月乙丑。内大臣藤原朝臣良繼病。叙其氏神鹿嶋神從三位。香取神正四位上。とあるは。其始なるが。春日坐とは言ざれども。春日社に贈られしなと。其氏神と云るを下に引く三條の文と并合せ考へて炳れれぞ。此時枚岡坐天兒屋根命。また比賣神をも叙し給ひけむを。御紀に記し落されたるなり。其階は知られねど。天兒屋命に正四位上。比賣神には正五位上をぞ贈られけむ。さて此後に。鹿嶋神に從二位。香取神。枚岡神に從三位。枚岡比賣神に從四位下を贈られしこと。下に引く文にて明なり。日本後紀。今ハ半分ありて考へ記すべき由なし。仁明天皇紀に。承和三年五月丁未。奉授下總國香取郡從三位伊波比主命正二位。從二位なるべきに正二位とあるは。謂ゆる越階し給へるなり。鹿島神より前に擧られたるも。さる由緒によりけむ。常陸國鹿嶋郡。從二位勲一等。建御賀豆智命正二位。河内國河内郡。從三位勲三等天兒屋根命正三位。從四位下比賣神從四位上。其詔曰。皇御孫命爾坐四所大神爾申給波久。大神等乎。彌高爾彌廣爾仕奉止奈毛思保志食。是以件等

冠爾上獻云々。此勅使に藤原豐繼藤原千萬を遣しまさ辭別て藤原常嗣を遣唐使と爲て遣妾路の間風波れ避無らむ事なも祈ませり四所大神尓申給波久とゐるを以四所を一所に總さる春日社の勅使なることを柄し。はと同六年れ處に十月丁丑奉授坐下總國香取郡正二位伊波比主命坐常陸國鹿嶋郡正二位勲一等建御加都智命並從一位坐河内國河内郡正三位勲二等天兒屋根命從二位從四位上比賣神正四位下以上三度の位階むいまど公の例祭に預り給むざる程に授奉已給へるなり。文德天皇紀に嘉祥三年九月己丑遣參議藤原助向春日大神社策命曰天皇我詔旨止大神乃廣前爾申久皇大神乃厚護爾依天之天日嗣乃高御座爾波卽賜止奈毛所念行須因茲天先々爾禱申賜比

之御冠止爲天奈毛建御賀豆智命伊波比主命二柱乃大神乎波正一位爾天兒屋根命乎波從一位爾比賣神乎波正四位上乃御冠爾上奉利崇奉留狀乎神賤乎令捧持天奉出須此狀乎聞食天盛々爾天皇朝廷乎堅磐爾常磐爾幸倍奉賜比天下平安爾護賜比助賜倍止恐見恐見毛申賜波久止申とゐ已。あの策命を見れど先に高御座に即坐さど件くれ御冠奉らむと禱申し給ゐる由なり已。此前日に賀茂大神社に申さしめ給へる策命にも先々に禱申賜倍留云々とゐ已。然れバ上に論へ伝春日社記に嘉祥三年始行祭とのみ云て月日を云ざれど今度のことゝてことり例祭に預り給ゐる事と所思さり。然れど祝詞式なるを春日祭祝詞は是時よりは後に作れるにてと柄し是におもて思へバ岡部翁の言に春日祭祝詞ハ貞觀の頃に作るなるべし云々と言まししは最も恐しき眼れりな已。是らを見通し

て。鹿嶋香取枚岡三社の神階を。春日社に贈り給へるよしを曉るべし。然ればこそ春日祭祝詞にも。鹿島坐健御賀豆智命。香取坐伊波比主命。枚岡坐天之子八根命。比賣神。四柱能皇神等能廣前仁白久とあり。他詞には例なき云状なり。上に挙たる御紀の詔に曰。策命にもかく符へり。然れども春日社は。三社の總社とも云べくなむ。さて清和天皇紀に。貞觀元年正月廿七日。奉授河内國從一位勲二等。枚岡天子屋根命正一位。正四位上勲四等。枚岡比咩神從三位。とあるは。鹿嶋香取二柱大神たちは。既に正一位を極め給へるぞ。枚岡神二柱は。いまだ極位ならざりし故に。是時に授奉り給へるにて。是は春日社にあれると言はくも更なり。鹿島社例傳記に。昔正一位勲一等之額懸。第二大島并則雷雨俄鳴動。其額降落也。故巫託曰。爭顯懸位階乎。其後不懸之。鹿島香取枚岡三社。相共正一位勲一等之神位也。雖然見前額無懸之とあるに思ひ合せていはく。ゟ考へたる説もあれど。今は漏しぬ。さて臨時祭式に。春日神四座祭と題して。祭神料。散祭料。解除料。餞神殿料。釀神酒并驅使等食料。釀神酒解除料。釀神酒竈祭料。齋服料。などいふ品物を載されて。右祭料。依前件。春二月。冬十一月上申日。祭之。其封物者。割下總常陸兩國香取鹿嶋二神封。調布五百端。香取神封二百端。鹿島神封三百端。庸布三百段。商布六百段。麻六百斤。已上鹿島神封。紙六百張。香取神封。送神祇官。仍收官庫。依件充用云々とあり。此祭の封物に。鹿嶋香取二神の神封を割て用らるゝ事も。此二宮の祭を。春日社にて行はるゝ意なり。なほ臨時祭式の此條は全文

をくり返し讀て辨へ悟るべし。抑この春日御社は上件の如く御稜威速き神等の神集ませる御社なれば祝奉れる當時は既に佛法普く弘まりし上にも重く用ひ給へる世なりし故に法師どもも率りて殊ヿ佛ざまを多く今詣でて其趣を見奉るヿも慷慨き事の多かれば況て枉を逐ふ大神等の悒憤しと見給ざらめや然は有れど左も右も世人を羽含み給はでは得有まじき神の御上に坐かるに。人の好みに任せ暫く宥めて御覽けにぞ有べき阿波禮なる清々し於古風の宮居に外して見奉らむ時もがなと此御社の事に就てハ言へどく〱果しなき長息はつて大鏡に

ものなど其は別にも言てむと今ハ泄しおく

上に引りし文の次に。御門の京に遷幸給ては。又近く振奉りて大原野と申し云々。公事根源大野原祭の下に此神社は后宮の詣給はむ為に春日本社遠きに依て都近き所に徙し奉らる大野原の行啓ハ仁寿元年二月より始行ハる近衛の使は春日祭ヿ同じと見え二十二社次第に引ける舊記に仁寿元年二月二日依大皇大后御祈山城国葛野郡大原尓宮柱廣知立氏春冬乃祭始賜布とあるは文徳天皇紀に仁寿元年二月乙卯別制大原野祭儀一進梅宮祭とあるに符りまた色葉字類抄に迁都長岡京之時被奉移春日於大原野本朝文集云文徳天皇嘉祥四年二月乙卯別制大原野祭儀一進梅宮祭貞観元年十一月十三日大原野祭如常云々また神社正宗と云物にハ嘉祥三年開院左府冬嗣申沙汰勸請之といへり合せ見て辨ふべし大皇大后は五條后順子に未にさて臨時祭式春日祭條の次に大原野神四座祭右料物同春日祭春二月上卯冬十一月中子日祭之と見え春日祭祝詞の末に大原野枚岡等祝詞進之とありされど神名式に出されにそて後に祭れる社なればなりけり是をもても神名式は古を違へざる

こと知られたり。山城名勝志に、乙訓郡大原野神社、坐大原野村西山際といへり。本は葛野なりしを、後に移せるならむ。なほも近くまでて又ぬさ奉りて、吉田と申てたてし坐ませて此吉田明神なり。山蔭中納言の振奉り給へるぞかし。御祭日。四月後の子日。十一月下申日とを定めて、我が御曹よりみかど后宮立給ふならば、公祭になさむ、と誓ひ奉りてたはし坐ければ。一條院の御時より、おほやけ祭に成さるなりとなし。此社のことは、二十二社次第に、名同春日社。帝王編年記に、山城国愛宕郡吉田神社四座神元山蔭一族所祭也。公事根源に、永延元年公家始有吉田祭事。此社ハ中納言山蔭卿貞觀の頃ひ建立して、一條院永延元年より始て官幣を奉らせ給ふ。春日社と同体なり。奈良の京の時は春日社、長岡の京の時は大原野、今の平安城の時は吉田社なり。ゝな京都近き所をしめて、御門を守り奉らせ給ふにや。

故是時。大国魂神期曰。天照大御神者。悉治天原。皇美麻命者。專治葦原中国出八十魂神。我

宣胤卿記に、奈良京之昔、以春日社為氏社、以興福寺為氏寺。平安城之今者、以吉田社為氏社、以法成寺為氏寺云々。日本紀畧に、一條院寛和二年十二月一日、詔以吉田社准大原野行二季祭、など見えたり。猶種々の書に見えたれど、ことおほらむ、しるさば、大なるさとは洩しつ。

者親治大地官焉言訖矣。大地主神出號。起于此時矣。是者坐大和社神也。此大國魂神。天降坐出時。於飯成出地而。御膳食給矣。故其地云飯梨也。

是時とは、大物主神事代主神と共に天上に參昇て誠款之至を陳し給ひる時を云。但し此神の二神と共に天に参上り給ひりを云ことも、何書にも所見なき事無れど、昇て給へるに疑なきこと、下に次々注ふを見て知ぬべし。〇期日む。知岐理多麻波久と訓べし。前にも本籍に違ひて、白之と文あれど、後によく思へむ。悪しき。〇天照大御神云々、大御神の高天原を所知看こしめすは、伊邪那岐大神の御依ふて無窮に定れる御事なる故に、かく白給ひるなり。〇皇美麻命者云々、此者今天降給ふ皇美麻命を宣ひて、末々代々の天皇命までに關れる御言なり。〇葦原中國之八十魂神とは、葦原中國に鎮坐まし天神地祇を闊く宣へり。其は下に委く言ふ如く皇

美麻命の御〻代〻。天社国社を治め給ふことは。治国の道れ本ふて。天皇祖神たちれ。御依し坐る御業あれぞれ已。其ハ第百三十五段の傳を見てあるべし。但し是時。いまだ天皇祖神たち。其御依しの御言ハ詔出給はねど。天下治め給ふと。天降り給ひては。それ事とある御業ある故よ。専治め給ハむを。未來をかけて白給へ流れ已。ちまだ大国主神の。大国主と坐て。天下の顕事治看ち程も。神を祭已給ふことを事と為給はむこと。言まくも更あり。其和魂を祭りたまへる。味鉏高彦根命の。言問給はざるを。神よ祈白し給ふ流御年神を祭りて。其怒りを和し給へるあど八。且くその事れ見えさるあり。○大地官地を登許を訓る由ハ既ふ云ま。第九十七段の傳。大ち地主の下見べし。て大地とハ。天照大御神の。天原を悉治看よ對ひて。此大

地を宣すめ。其ハ此大地よ有ゆ流国〻嶋〻はしも。上よ委く論する如く。須佐之男命れ悉治め給ふべき由緒ある哉。此ハ第二十九段の傳よ委曲よ論するを見べし。上件の謂よ依已て。大国主神造竟たまひ。須佐之男命よ替りて。皇美麻命れ治看ㇵあぞハ定めぬれば。其顕事ハ既ふ禪白して有を。其大地れる国の八十国嶋の八十嶋れ幽事ハ。己命顕国魂大国魂として。官治とたまふ事と成ぬるを。身おから大地の官を治とは宣するあり。師云官とハ。大地を掌已守る官職の意あり。○言訖とは。天津神の大御前よして。厳重よ期言固め竟給へる由よて。無窮ふ變まじき御心を顕はし給へる事ハ白にも更

然れば是ぞ誠款之至を陳し給へる然る。上第百廿八段に陳誠款之至とある処に言る説どもを合せ思ふべし。大地主神之號云々。大地官を親治めむと宣へるとなり。大地主と申す御名を負給へる由なり。師説に。大物主と申す御名は。是時に産霊大神の賜へるならむと言れたるが。実然ことなるに就て思ふに。此御名も是時に産霊大神の賜へるならむも亦知べからず。景行天皇の御詔に。大倭国者以行事負名国也。と詔へるを思合すべし。○大和社は。神名式に。大和国山邊郡に。大和坐大国魂神社三座。並名神大。月次。相嘗。新嘗。とある御社是なり。名神祭式にも。大和神社三座とあり。祈雨神祭條にも。大和社三社と見え。和名抄に。大和於保夜末止。此郷。城下郡に入れり。孝謙天皇紀にも。城下郡大和神山とあり。此は師言に。二郡の界近き処なればかくもありと云れたるが如し。是御社の事は。仁安

二年二月。此社の祝部。大倭直歳繁と云し人の記せる。大倭神社注進状をいふ書に。謹考舊記曰。大倭神社。在大和国山邊郡大倭邑。蓋出雲杵築大社之別宮也。大国魂神と申すはやがて杵築大社坐大国主神の荒御魂の御名なれば。其宮を大社之別宮と云むも実事に違はじ。傳聞倭大国魂神者。大己貴神之荒魂。與和魂戮力一心。經營天下之地。建得大造之績。是らの事は第九十六段の傳に委く注るを見よ。在大倭豊秋津国守国家。因以號曰倭大国魂神。亦曰大地主神。以八尺瓊為神體奉齋焉と記し。はた家牒曰とて。孝昭天皇元年七月に。都を倭国葛城に遷し給へる時に。大御夢に。大己貴神現はれ坐て。我和魂は。神世となり三諸山に鎮りて。御昌建を助

奉れ巴荒魂は大殿内よ在て御衛護と爲らむと詔ふ神教を得まして大殿之内ゟ天照大御神を竝奉れる由を記し。此事ハ孝昭天皇巻れ本文よ挙おれど彼處の傳よもお巴て今は概畧を云なり。其後崇神天皇御世れ六年ふ天照大御神を倭国笠縫邑よ祭給ふ時よ大国魂神をも倭国ゟ祭たまふ事を云て祭於同国市磯邑後改名曰大倭邑と記し。此事も崇神天皇巻ふ出されバ彼巻の傳よ委く注れを見るべし。さて相殿神二座八千戈神御歳神傳聞八千戈神者大己貴命以廣矛爲杖今撥平豐葦原中国之邪鬼是時大己貴命號曰八千戈神此矛亦上古在天皇大殿之内爲八千戈神之神體御歳神者守禾穀神以八握嚴稻爲神體

也とあ巴。こそ此よ要とおき文を引縮めて挙さるなり。此よ據て思牙バ此御社三座の大国魂神れ神體も大国主神の八十隈手ふ隱坐し時よ御躬その項懸せる八坂瓊を解拔とり牙派其瓊よ纏れむ御坐な派そは八咫鏡ふ和魂を取託給へるよ準牙て思ふよ八坂瓊ふは荒魂を取託たまゟ派故なるべし。八咫鏡ふ和魂を取託給牙る事も第百二十段よ見えて其よいひ八坂瓊を披給へ派事も第百二十三段よ見えて其ふ注せるを見べし。さて廣矛は上よ見さる如く經津主健御雷二柱神よ授れ玉皇美麻命ふ奉巴給牙派な。此事も第百二十三段よ見えて其傳ふ委くいへ巴き。美麻命天降坐し時よ天璽れ御寶ふ副て持下巴坐る古と下よ見さる如くれ巴。第百三十三段の傳よ委

く注すを見べし。然れど其を八千矛神と申す御名の神體として。神世より。大国魂神の神體を坐し八坂瓊と共に。大殿内に坐奉り給ふるを孝昭天皇御世に。本體大己貴神の御教まして天照大御神の神體と同じ御床に坐奉しめ給ふるを。崇神天皇御世の六年と云る際年の九月に。大和社に祝奉り給ふる也けれり。此御世に大殿内を出し給ひて大和社に祝奉らるゝも決て神教に依てならむと思ふ由あり。其は彼巻に注ふを見べし。ちて御歳神の相殿に坐ことをは。其由縁審からぬに就て深く考ふるに。彼注進状に古語拾遺に大地主神の營田に御年神の祟り坐るをとの有を引るは其由によりて相殿に祭まりと云ふ意なるべけれど。猶然なるに非ば。此は八握嚴稲をもて。神體と爲ると言ふれど皇美麻命御天降の時に。天照大御神の。齋庭の穂を事依し給ふまで天降坐て後に。其穂を種に殖給けむが其が中に。八握嚴稲を撰びて御年神の神體として。共に大殿内に齋祀給へりしを。大国魂神を。御社に祝給ふ時に。其因をもて。相殿に祝ひ給ふるにや。齋庭の稲穂を依し賜へることも第百三十三段に見えたり。其は大神宮本記に。大御神伊須々能原に鎮坐して後に。一本にして。千穂に茂れる稲の葦原に生なるが。白眞名鶴の咋持て鳴ける際に。倭比賣命。その穂を大御神に獻り給ふるに。鶴の鳴ごと止なりしかば。大歳神と號けて祝奉りしと。明年も。一本にして。千穂八百

穂に茂れる稲を彼鶴咋持鳴て敎るるをも。大御神に奉
りて。鶴の居し所に八束穂社と云を造祝ひ奉られし事
ゐのゐを合せ考すて。然れ思ハゐ〳〵然り。なれ此事れ。垂仁天皇巻の本文に
挙ぬまバ。彼巻の傳に委く注ふを見べし。よりて此大神の御稜威れ古とは。孝
昭天皇崇神天皇垂仁天皇れ巻々に出ぬれど。爰に云ず。
文徳天皇紀に嘉祥三年十月朔日に従二位を授奉り。清
和天皇紀に貞観元年正月に従一位を授奉る。此御社。今新泉
村と云に在て。大和大明神を申は是なり。よりて中右記に永久六年六月。軒廊
御卜是大和国大和社去二月九日戌刻俄有火寶殿二宇。
幷御正體燒亡也。とありて阿那畏。永久六年ハ元永元年にて。鳥羽院天皇の御世な
り。注進状を記せる仁安二年より。五十年前なり。然れど
此状を記せりし時れ。既に彼御正躰れ坐さゐを。只に舊
記のまゝに〳〵記せるなり。今詣て見奉るにも甚く衰へ
坐て。さゐ古れ大社とも見え給れぬ状なゐハ。悲しとも
悲しき事れ極みにぞ有ける。ゐと神名式に。淡路国三原郡に。大和大国
魂神社。大。名神。と云社あり。今本に国字の上乃大字を脱せり。今ハ名神祭式に依て補へり。
文徳天皇紀に。仁壽元年十二月壬寅詔以淡路国大倭大
国魂神列於官社。とゐる是れぬ。ゐと阿波国美馬郡にも。
倭大国玉神大国敷神社と云ゐり。一本に二座とあり。ちも有べし。共に
倭と稱せぞ。此の大神れ御社なると言ふも更なり。何な
る由ありて。此国〳〵に祭られ給すりと云ことれ。未考へ得ず。よりて万葉五に。山上憶良
ぬし多治比眞人廣成の遣唐使に發る〳〵時に贈られし

長歌に、諸能大御神等船舳爾道引麻遠志天地能大御神等倭大国靈久堅能阿麻能見虛喩阿麻賀氣利見渡多麻比事了還日者又更大御神等船舳爾御手打掛氏云〻此歌に倭大国靈のみ殊に御名を顯はし申せるに就て思ふに、和魂大物主神早く外国に渡御して還り給ひ。此事第九十五段に見えたり。後まで外国〻を皇国にとゞまる仕奉らしめ給ふ趣なると本體大国主神の八十隈手に隱坐て後に外国に渡坐し、其国〻をも造給へる趣なることを上に言る如くなれば、是らの事は第九十四段の伝に委く云るを見よ。荒魂大国魂神は、殊に外国の事に預り給ふと云伝れたりて詠る事と聞えたり。憶良ぬしの哥には、さる意を本にしてよめる哥ども殊に多かり。正心男は、実情あつき人なること推て知べし。其は大地官を治とは、此大地なる国の八十国嶋に八十嶋を官治むる由なるを思ひ合せて知られたり。然れば上に擧たる阿波国なる倭大国玉神、大国敷神社二座とある社の、大国敷神と申すも、大国魂神の別名を一座をもて祭れるなるよし、其は大地官に坐せば、大国敷たのに謂なることを、言も更なり。生島神に白す祝詞に、皇神能敷坐島能八十島者云〻と云をも思ひ合すべし。さて是に就て前にも生島の巫が祭る生島足島神と申すは、大国魂神ならむかと思ひしも非ざりけり。彼神たち二座は、伊邪那岐伊邪那美神の生坐る国〻島〻の御靈を、生島足島てふ御名を負せ、二座として祭れるなりけり。

○天降坐之時。とは出雲風土記意宇

郡に處に飯梨郷。郡家東南卅二里。凡今の五里十二町にあたる。大国魂命天降坐時當此處而膳食給故云飯成。となる傳を採て記せり。此神は元と国神に坐を天降坐る時と云へれば昇りて降坐るなれはまと灼し其は御服從ひ時に昇坐るなれらば。何時か有む。故上件大物主神事代主神の昇り坐せる処に此神の名をも記せりし也。○御膳は常には美氣と訓めども此は美伊比と訓べし。飯梨と云ふ地名の起る處なればなり。○飯梨和名抄意宇郡に此郷名あし。風土記抄に飯梨利弘宗松矢田古川新宮富田田原八村也となり。ちて風土記同郡に不在神祇官となる社の中に食師社と云なり是若くは此に由ある社かハ非ざるか。

故其八重事代主神者。製天磐笛而。奉皇美麻命而祝出。亦奉進天押楯。與天挾弓矣。亦此神化爲八尋熊鰐而。通産巣日神出御子。三島縣主祖。天神玉命

㞢子三島溝咋耳命㞢女。溝咋比賣命。亦名玉櫛比賣。而令生子。天八現津彦命。此者長公。長我孫。土佐国造等㞢祖也。故其事代主神者。亦坐三島鴨社。亦坐伊豆三島社。此神㞢后。謂伊古奈比賣命。亦本后。謂阿波咩命。亦云阿波波神。亦云阿波神。亦云天津羽羽神。是者天石帆別命即天石戸別命是也。㞢女也。所生㞢子。五柱坐矣。其一柱㞢名。謂

物忌奈命。此者竝坐伊豆國神等也。

此段天狹弓の事までも。本朝事始に引かる。齋部私記と云を採て文るなど。既に徵にいあり。本朝事始ハ。少納言信西の撰ばる書なるが。缺ていけくの残れるを。後人の加説をもして。二巻と為さる物なり。誤りの殊に多き物なれども。是等の説どもは。古書をも引さるが上に。他書に此書を引さる文勢にめ似りよひて。宗事に叶ふ説なる故に採て記せり。けて事代主神の皇美麻命に。是等の物どもを奉り給ひしなど。必しも是時なり。とは定難きに似たれど本籍に。

奉天孫瓊々杵尊とあれば。是時ならで何時かあらむ。と所思ゆる儘に記せるなり。○天磐笛は。磐もて製れる笛なり。本籍に。其形似胡笳とあり。胡笳ちふ物のことは。漢籍事物紀原に。胡笳漢舊錄云胡人卷蘆葉吹之。故曰胡笳。と見え。字彙にも。胡笳胡人卷葭葉吹之似觱篥而無孔後世鹵簿用之。とあり。（まさ玉篇に。觱篥一名笳管。胡人吹之。とも見えたり。）此字合せて思ふに。天石笛を云物の。大凡の形は。歌口の方細く。末太く開きて。横に穴なく。謂ゆる螺角に似て。石なる物を知られたり。（然思ふ由は上野國の或古社に。倭建男命の。東夷を平坐して還り路に。納め給へりと云傳ふる由にて。石笛と云物あるを。先年江戸に出して。屋代弘賢主がり持來て見せたりしを。己も見たるに。）

堅石の丸くて少長きに哥口の穴を少く末の穴をば大きく穿通したる物にて重さ七貫目ばかりにて鳴音高く美しき物なりしかども全人の製れる物にてかつて神作など云べき物にも非ざりきされど五百年千年のほどに製れる物とは見えずいかにも倭建命の時あたりの物にもやと所思ゆる容ありかくてまさ已いよし年一つの石笛を得たり石質は少か右れに劣りて見ゆれど其形妙にて旨入ならばて見紛ふばくもあき神作の物あり但し世にな海ほらとて丸長き海石に穴ありて吹けば鳴る物の多かるな物孕みばる輩のさる物な取いでゝ余が持たるは其と等しき物に云ひ腐さむあどもば免るは傍いなし海からちふ物て己あまさ見さるに芦の根に泥れ凝付さるが岸あどの崩捷し時に海ふ入りて年久に濘に漬り居つゝ遂に石と化さる物あ流をや前に上總国にものして長柄郡大東崎と云辺の磯辺な見周りけるに其化石の大き小き五つばかり拾へりし中に芦根ていまど其質を変ばてあるに石がらに化さるが有し故に彼物の芦根に凝付さる泥の化さる物ぞと云ことも又芦の妙ある物なる故由をもなほ淡く悟り得たりしなり其時拾へりしをば屋代翁伴信

友山崎篤利などにも與へされど吾も今に一二つ持てゐるなりれホ中に孔明なる石の成る由緒は第九十一段の傳に委く注しされば今更に云ず○祝は富伎とも伊波比とも訓むべし然るは本つ富岐てふ語は吹と母と同語と聞也其は出雲国の玉作部が献る玉を大殿祭詞に御吹支乃玉と云ひ臨時祭式に御富岐玉とあり然れば此は同語なる中にも布伎と云の本にて上古に息吹て撥ひ祝ふ態の有かるとり出さる言のごとも思はる其は伊邪那岐大神の国に狭霧の薫満なるを息吹撥ひ給へるの神世より今に至るまで風招するに嘯くに由有て所思ゆると。風招するに嘯くことは第百五十八段に委く云を見べし呪禁方の書等を見まず

其方を行ふに息吹て攘ふことの多かりけむ。凶を禳ひて。吉を招く意にて此は上古よりの事にて。誰敎ふとなく。人々自然に知りて行ふ態と見ゆるが思ひ合され。此事に限らず。凡そ人の為べき眞の態は。汚き物を見てハ唾せらる。頭うちては。吾知らず唾をはけ。目もとに塵のひらめけバ。自ずからに目を塞く類に。吾も知らず為らるゝ物なれば。咒梵れはず息吹こととも人の自然なせる態と所思ゆるなり。はふと布延てふ名も。吹そ負る名なる故に。御紀に鼓吹を書れ。和名抄に横笛を横吹とも書。又官位令に鼓吹正とも有りはふと笛吹連と同祖氏に。伊福部と云姓あり。其伊福は息吹の義なるが轉りては五百木部とも訓まる。是また吹の富伎と訓まる證なり。此事は。第四十六段の傳にいへり。ちて

富伎てふ言は。神功皇后の酒楽之御歌に許能美伎波和賀美岐那良受。此御酒者非吾御酒なり。久志能加美。酒之長なり。登許余邇伊麻須。常世国に坐なり。伊波多々須。石立なり。須久那美迦微能。少御神之にて。少毘古那神なり。加牟菩岐本岐玖流本斯。神寿。寿令狂なり。登余本岐本岐母登本斯。豊寿。寿令廻なり。麻都理許斯美伎叙。献り来し御酒ぞなり。此は凡て師の解をその傳に注せり。委くハ彼巻に注せるを見るべし。古の歌詞は意は凡て師の解説の如くなるが中に。本伎母登本斯は少御神の常世国にて神寿く狂ほし。豊寿く廻ほし。釀給ふと云意は本とりにて其を御門が豊寿に寿ぎ〳〵。息吹廻ほし献遣せ賜へる御酒ぞと寿給へる意なり。其は上句に常

世に坐すと詠まし。下句に獻來し御酒ぞと受た流ヿて。然て聞ゆるなめ。（つらく思をひそめて。くみ味てふぼし。）偖て息吹の神態に驗有ることは。伊邪那岐大神豫母都國の穢惡を祓ひ給ふと御禊坐て枉津日神を吹生給ひ。また其禍を直さむを所思て直日神を吹生なかひ（なほ三柱海津見神三柱筒男神をも吹生さ乃ひ。また天照大御神と須佐之男命御宇気比の間に三柱比賣神三柱比古神をも吹生さとまへり。）はた氣吹戸に坐す氣吹戸主神の。世に有ゆる凶事を根底國に氣吹放給ふなど是なり。（気吹戸主神の此功德のことは既に第二十七段の傳に委く注せるを見べし。）偖て是より移りては必しも氣吹祓ども凶を撥ひて吉を招く所爲。また吉凶が上にも。猶吉かまを物す

流方ども。伊邪那岐大神の御頸玉の。玉緒もゆらに取振かして。天照大御神に賜ヿる天皇祖神の。饒速日命に。十種の寶を賜ひて若痛所あらば。布留倍由ゝ良ゝ止布留倍。然してば死人も生返らむと御教ませるなど是祝方なり。（なほ祝方は多かるを今は心得易きを一二ッ挙つるなり。）偖て大殿祭詞本注に。言壽。古語云許止保企とあり。此は富久をは。笛吹ヿまれ。直に氣吹にまゝ祝ぐ方を爲て。祝ヿるが本なる故に。其方を爲ずて。言もて美なく云を。言壽と云なり。（言寿をまた言夫使とも云は。是また吹富伎同言なる證をすべし。かくて後に云なきても。只ヿ富久とばかり云ても。言寿なる事とぞなまる。）偖れバ此の祝は。親製またかへ流石笛を。氣吹鳴して。

皇美麻命を堅石に常石に息長く御坐せと祝給ふなる由
たれらむをも思ほすまで。富伎とも訓べし。とは云れたれ巳ばと伊
波比をも訓べし。と云由は。此言は。岡部翁も。師も説きな
る如く。そをも伊牟をも同言にて。決めて石を巳活き出さ
なる言なるべく所思ほす。其は伊邪那美命の。火神を生給ふ
時に夫神は見坐む事を忌て。石窟に隱坐る。天照大御神
の。須佐之男命は荒びを忌て。石窟戸を刺て幽居る。これ
ら物忌ひは始なるが。忌ひは。やがて齋ひにて。此は石に
隱れる由を活用して。伊波比伊波布と云。比伊波閇とも
活き。またイハヒに隱字を用ひたる事も有りと思ほす。波と麻をは。横に親しく通

に音なる故に。伊麻比伊麻布。伊牟と活き。體言に云なて。
伊美とも云しと聞えさ巳。故祝辭なるに。堅石に常石に
をも云を始めて。石に準へて言ふと多ろ巳。丸れ本此事は。石長
比賣命の處に委く注ふべし。第百四十七段の傳見べし。然れば此に。
石笛を製りて。と有るを思ふに。皇美麻命は御齢を其石笛
は堅石常石にをも。吹奉巳給ふなる本に巳にて。はと天降
坐る齒簿の御前に立て。氣吹動もし。國神どもを襲なめ
給ひむとは御態にや有らむ。さるは父大神の御言に。吾子等百八十神者。八重事代主神。為神之御尾前而仕奉。則不有違神。と白し給ひ。皇美麻命の近守神と。此神を貢置給ふなる。また御天降の時の御前に。天牟羅雲命は。太玉串を取り。天忍雲根命は。天津諄辭を宣て祓清めとあるは。禍事を拂ふ為なると。天忍

日ノ命の兵仗ども取もちて守護まし。抑御幸の列に此ノ
おく。降坐る趣にも。思合はさるれどなり。
物を用ひ給ひけりと云ことを慥に物には所見ねども。神功
皇后の韓を征給ふ処に。船師満海。旌旗耀日。鼓吹起声山
川悉振とあるを。前には漢文の飾にやと思ひしかど。熟
思へば。軍の御幸まし始めて。高御座に即給ふ時なれども。
旌旗立ること最上古より有しかば。吹鼓を鳴せる事毋
有しは疑なし。其ノ吹たる此の古事を思ふに。決めて石笛な
りけむと所思しなり。はまづ上に注せりし。倭建命の。御軍に用ひ給へる。石笛なりと云傳ふる
物も。案ずるに古物なら
むもまた知るべからず。然るを我後に大角小角を云物に。
替られなりと聞ゆ。其ノ由は。神功皇后の韓を征給ふ所に

委く注せし。○天押楯も其製いかのに有けむ。今知がたら
ば名義押立る由有るがたし。第六十一段に天押立命と云神名もあり。○天狹
弓狹は真に通ふ狹にて真弓の義なるべし。上にも下に
も出たる天梔弓は天鹿兒弓とも云を思へば。鹿をも取
る弓にて其製異なるを此は尋常の弓なる故に真弓と
は云か。これも今審には弁へがたし。さて和名抄木部に。檀唐韻云檀木
名也。和名万由美と云り。まさ杜仲ハ波比万由美。衛矛ハ久曾万由美などもあるも。檀木に似
さまでなり。此ノ木は弓の良材なり。真の弓木と云義にて真弓
の木と名付たるなり。檀木にて削れる故に弓を真弓と
云には非ず。色白き故に白檀とも云なり。此ノ木のことはなお應神天皇

巻。宇遲稚郎子の御哥の処に注べし。○八尋熊鰐。鰐のことは既に出たり。第八十段の傳見ルべし。八尋は。八尋殿。八尋矛なども八尋に同じ。大なる由なり。熊とは。其猛を云る稱なり。凡て熊某と云は。みな猛を云る例なれば。上熊襲の處に注ふが如し。第八段の傳見べし。さて下に。豊玉比賣命の。八尋熊鰐に化となるは。元より和邇神なるが。人形して居給へるを本の鰐になり給へる由なれば。此は元より人形なる神の。姑く鰐形に化なりて。其は櫛八玉命の鵜に化り。建角見命の八咫烏と化れるが如し。言代主神。その現身を隠し給へるは。海なりし故に三島まで此海を此魚になりて通ひ給へるなり。〔高〕産巢日神之御子。三嶋縣主祖天神玉命。こは神代系紀に。神皇産靈尊兒天神玉命。また天神本紀に。天神玉命。三嶋縣主等祖。となるに依て記せり。天神玉命と申すは。天太玉命の亦名ならむと。及その名義も既に注へり。第六十一段の傳見るべし。三嶋は八師云。津国に在て雄略天皇紀に。三嶋郡と見ゆ。後に二郡に分れて。嶋上。嶋下といふ是なり。凡て諸国郡郷の名字は。約めて二字に書ども。なほ元のまゝに読む例なれば。是もミシマノ上。ミシマノ下と云べきに。和名抄に。志末乃加美と頭の美を畧きて云るは。いかなることにか。伊豫国風土記には津国御嶋と書り。万葉七に。三嶋江之玉江。十一に。三嶋江之入江なども見ゆ。後世の哥にも多くよめる名所なり。今も嶋上郡に三嶋江村ありて。淀川に傍へる所なり。○三嶋縣主は。稱

德天皇紀に、神護景雲二年二月、攝津国嶋上郡人、三嶋縣主廣調等賜姓宿禰、光仁天皇紀に、寶龜元年七月、三嶋縣主宗麻呂賜姓宿禰など見えたり、姓氏錄右京天神部に、三嶋宿禰神魂命十六世孫建日穗命之後也と有は、後に三嶋より移れるなるべし。○溝咋耳命名義、溝咋は嶋下郡に溝杭莊と云ふあり、本此命の名なりしが、後に地名となれるか、將地名を取て、此人名とせるか詳ならず。古事記には三島湟咋とのみ云へり。耳の義ハ既に注せり。第三十四段の傳見べし。陶邑に住し人を陶津耳命と稱しと思へば、是も地名を名とせるにも有べし。○溝咋比賣命、亦名玉櫛比賣。は神代紀に事

代主神化爲八尋熊鰐、通三嶋溝樴姫、或云玉櫛姫。云々、神武天皇紀に、事代主神共三嶋溝樴耳神之女玉櫛媛云々、大三輪神社記に、事代主命化爲八尋熊鰐、通三嶋溝樴耳小女、玉櫛媛云々。とあるを採れり。前にも地神本紀に、通三島溝杭女活玉依姫云々と有しを採て、活玉依姫と云を、溝咋比賣の亦名と思へりしかど、後にまた熟思せば、惡かりし故に改めおきて、御紀に生兒姫蹈鞴五十鈴姫命云々といひ、地神本紀にも生兒天日方奇日方命、妹姫蹈鞴五十鈴姫命云々とあるも、三輪大物主神の三島溝樴耳命大女勢夜陀多良比賣に御合て、五十鈴姫命を生しめ、また陶津耳命女活玉依毘賣に御合て、奇日方命を生ませ給へる三事を、一事に混したる誤りの傳なり。そは神武天皇巻に委く辨ふるを待て見べし。○天八現津彦命。名義、八は彌、現津は字の如くなるか。借字にて別に意あるか未考得ず。また按ふに、弥愛之の意なるか。其は我孫の

祖なるを思ふべし。〇長公は。姓氏録。和泉国地祇部に。長公。大奈年智命兒積羽八重事代主命之後也とあるを採て記せり。此は天八現津彦命とは云ざれども。次なる我孫氏を考へて。此氏も此命より出たることを知べし。若くは長公の間に。我孫字の脱さらむも知べからば。〇長我孫は。姓氏録。津国地祇部に。我孫大己貴命孫天八現津彦命之後也と見え。仁明天皇紀承和二年十月の處に。攝津国人。長我孫葛城。事代主命八世孫忌寸宿禰苗裔也とあり。此を合考へて。八現津彦命と云は。事代主命の御子なると知られたり。さるは事代主命は大己貴命の御子なるに。八現津彦命を大己貴命孫と云へればなり。師云。稱意ハ吾彦と云ことをよや有らむ。吾とは親みて云。彦は美て云なり。孫を書るは借字なるべし。比古に此字を書は。古へは子の子をば比古と云り。麻碁と云ハ後世の言なり。さまざ古書に孫とあるはみな比古と読むことなり。されば此国にも他国にも。我孫を云が多かるを其は出む所々に注にべし。〇土佐国造は。国造本紀に。都佐国造。志賀高穴穂朝御代。長阿比古同祖三嶋溝杭命九世孫。小立足尼定賜国造とあるに據て記せり。此国造ハ長阿比古と同祖と云へれバ。事代主神之後と云べきに。溝杭命御妻の系をもて云ときは。如此も云べけれど。道理ハ違へるものなり。神名式に。土佐国土佐郡に。都佐坐神社。大。とある社なり。此国の風土記に。土佐郡々家西去四里有土左高賀茂大社。其神名為一言主尊云々。大穴六道尊兒味鉏高彦根命とあり。天武天皇紀四年三月丙午の処に。土左大神以神

刀一口進于天皇と云こと見ゆ。神世の一言主味鉏高彦由縁を思ふよ幽契ゐる事あるべし。根共よ事代主神の亦名れ孫乞を既よ委く云ぞ。第百三段第百七段の傳見るべし。此御社え決めて土佐国造が。此国治とりし時ふ例の氏神と祝ある社あるべし。其え下よ挙る津国島下郡ある三島鴨神も御末ある氏人の祝へ孫社と聞ゆるよ思合ぬべし。然るを聖武天皇紀天平宝字八年十一月賀茂朝臣田守等言よ大泊瀬天皇猟于葛城山時有老父毎与天皇相逐争獲天皇怒之流其人於土佐国先祖所主之神化成老父爰被放逐と云るえ甚じき妄説あり。其由え雄畧天皇巻一言主神の下よ委く辨ふを見べし。清和天皇紀よ貞觀元年正月廿七日土佐国従五位下都佐坐神従五位上と見ゆ。長寛勘文よ天慶三年二月一日此社授正一位とゐり。猶考ふべし。百練抄よ元仁元年十月の下よ土佐国一宮と見え一宮記よ高鴨大明神とゐり。今一宮村を云ふ在とぞ。はて式ふ同

郡よ朝倉神社とゐる社え風土記ふ土佐郡有朝倉郷、々中有社神名天津羽々神。天石帆別命今天石門別命子也とゐる社ふて。都佐坐神社れ后神あるぞ。それ下よ委く云を見孫べし。斉明天皇紀七年五月云々天皇迁居于朝倉橘廣庭宮是時斮朝倉社木云々今も朝倉村と云よ在りとぞ。ちて吾川郡ふ天石門別安国玉主神社をゐるは。諸本よ主字の下よ天字ゐるまど今えト部兼倶の書写せる本よ無きふとまぞ。此え朝倉社ふ坐まる。天津羽々命れ御父ふて。上れ風土記よ謂ゆる天石帆別命亦名天石門別命ふ坐あるぞ。今も吾川郡神谷ちり。未申隅ある山巓よゐりといへり。孫布都佐郡あるる葛木男神社。谷重遠云今在布師田村有高結社此欤を云ぞ。葛木咩神社重遠云今在布志田村東田中小森曰葛木宮是欤といへり。幡多郡ふ高市坐神社賀茂神社あど。皆

由ある社なり。○三嶋鴨社。古は神名式に摂津国嶋下郡に三嶋鴨神社と有を採て記せり。（今は嶋上郡に属て三嶋江村と云に在とぞ。）陽成天皇紀に元慶八年十二月廿一日。授正六位上三嶋神従五位下とあり。事代主神。八尋熊鰐に化て三嶋の溝咋姫に通ひ坐る由をもて。大和国高市郡に高市御縣坐鴨事代主神社の稱に倣ひて三嶋に祝ふる故に三嶋鴨神社と稱しなるべし。同郡に溝咋神社あり。（今も溝杭庄馬場村と云に在とぞ。）○伊豆三嶋社。古は神名式に伊豆国賀茂郡に伊豆三嶋神社（名神大。月次新嘗。）とある社なり。二十二社本縁賀茂社の處に葛木乃賀茂波鴨登書里都波八重事代主乃神登云伊豆国賀茂郡仁坐寸三嶋乃神同體仁天坐登云利。云云とあるなり。（古は此に要なき文を省きて引つ。されば委くは本籍な見べし。）此御社の古を或云る籍ども一ツをもて。大山祇神なりと云ざるはなき中に。此書にのみ葛木鴨神と同體なりと云ること最も珍しき説の正説にぞ有ける。（其由は次々に注せるを見て知べし。抑此社の神は大山祇神なりと云説は。同じ津国三島より伊豫国なる大山積神を迁し祝ひて其を三島神といひ。神名式に大山積神社と挙られたる故に。其にのみ心引れて。漫くも思へば此御社なるも三島神社と云をもて何の辨へもなく。此なるも大山祇命と云ものして成ぬるなり。近世ある書には五柱の山祇神を祭れる由にて。諸山祇大明神など云るは殊に謂なき妄り事なりかし。）さて此御社は疑なく津国三嶋鴨神社を遷し祀れるなり。故社號を三嶋神社と名け。伊豆に祝ふ

る故に。伊豆てふ地名を冠(カム)らしむること。大和国鴨神社
を。三嶋に遷して。三嶋鴨神社。と號(ナヅケ)るも同例なり。社號
に鴨と云ざる故に。郡名を賀茂とも號(イ)へりと聞えたり。そ
此御社。今も君沢郡三島駅に在れど。舊(フル)き賀茂郡白濱を
云所に坐す。伊古奈比咩命神社も相社に坐しを。今の三
島駅に別移せる由なれど。社域(シキ)のりを賀茂郡として
云。然れども本郡の賀茂郡とは遥に隔れる地なれめ。
此国へ遷し奉れる年は。知られねども伊豫国風土記に。
彼国なる三嶋神社。大山積神のことを本は津国御嶋に
坐しを。仁徳天皇の御世に伊豫国へ遷し奉れる趣に記
せるを以て考ふるに彼天皇命。難波に都し給へりしか
ば。其御世に所以(ユヱ)ありて。此神をも此国には遷し給へり
けむ。但し此は推慮なれど猶よく考ふべし。然れども蘇
我物語異本に朱鳥元年始(ハジメ)て伊豆国鎮守を云るハ
信とし。天武天皇紀に十二年十月壬辰逮于人定大地震。挙
国男女叫喚。不知東西。則山崩河涌。諸国郡官舎及百姓舎
屋寺塔神社破壊之類。不可勝数。由是人民及六畜多死傷
之時。伊豫湯泉没而不出。土左国田苑五十余万頃没為海。
古老曰。如此地動未曾有也。是夕有鳴声如鼓。聞于東方。有
人曰。伊豆嶋西北二面自然増益三百余丈。更為一嶋。則如
鼓音者。神造是嶋響也とあり。これ此大神の御態(ワザ)にて。本
より鎮坐る土佐国の地を引來て。後に鎮坐る伊豆国に
縫付(ヌヒツケ)て殊に嶋をも造り給へるなり。（[illegible]）伊古奈比賣命名義

いまだ思得ぬ神名式に賀茂郡に伊古奈比咩命神社。（名神大。）とある是れ也。此ハ事代主神の后に坐こと。下に注ふを見べし。（今白濱村と云所に坐て白濱明神と申すなり。）淳和天皇紀ヿ。天長九年五月庚戌。令卜筮八九畢於内裡伊豆国神爲祟奏伊豆国言上三嶋神。伊古奈比咩神二前預名神。此神塞深谷摧高巖。平造之地二十町許作神宮二院池三處神異之事不可勝計と見ゆ。（あの島くを造給へる状を縁起に記して。其從へ給ふ見目若宮劔宮など云しが雷神龗神山神とちを雇ひて焼出せる由を記せり。凡てあ信に足ざる物なれども凶ヿハ信に然も有れむさず此時決めて三島神伊古奈比賣神共に冠位をも授奉り給ひれむを国史欠て考ふべき由なし。そハ次ヿ引く承和七年九月の阿波神の御論に后投賜冠位となるヿて疑なし。）後ちて伊豆誌云。明暦中に

棟札に。諸嶋大明神本后也となり。（康永二年伊豆国在廳記に一品當后宮と有。）傳に云。孝安天皇六年建立と云へり。三嶋明神。伊豆に渡也。此處ヿ御坐し。其ど也三嶋へ遷らせ給ふ。是に因て此を古宮と云。また五社明神とも申すと云也。（また云く神領七十餘町祠宇大社家三十六戸。祭祀年七十五度。諸式三島社と異ることなし。慶長十二年三月。大久保長安所納の金鼓に伊古那比咩命と刻む。同十八年長安亡て後に此社大に衰頽せり。今ハ祠田なく。禰宜原氏一人其他ハ百姓の内三十六人を定おきて。祭の形を勤む。祠前の池も既に埋れさ也。東方の陵を御釜といふ。恰も端釜れの形あり。域内の古柏樹多ぐに千年れみならび。舊記ヿ云く。伊豆れ生萋も白濱明神れ神草なり。三島明神ハ菅なり。伊豆の端に立給ふ故ヿハジカミと云義にて。生姜を神草と云れ也となり。）五社ハ。三嶋神と。外に見目神。若宮。劔宮を云とし。當社の縁起に見えさめ。（木札に正五位

上第三王子并十八所之御子神等正五位上六所王子冲島五子白濱一子在廳書とありしぞ。なほ此神のことも下に取凡て云べし。○扶桑畧記に仁和三年十一月二日伊豆国就新生島図一張見其書中神明放火以燒所則如銀岳其頂有緣雲之氣細事在図中不更示記之と云こともみえたり。合せ考ふべし。○阿波咩命云阿波ゝ神示云ゝ阿波神示云天津羽ゝ神是も式に同郡に阿波命神社名神大とあり。今本に命字を脱せり。名神祭式に拠て補へり。そは此国神多くは其命とある例なればなり。今も神津嶋と云に坐て。御瀧明神しも長濱御前とも申にしをぞ。神津島は大島の南三宅島の西南にて。下田より海を渡りて十六里ありとぞ。御紀に上津島とある是なり。いと清らなる島にて神社多かりと云へり。仁明天皇紀。承和七年九月乙未の下に。伊豆国言賀茂郡有造作嶋。大名上津嶋。此嶋坐阿波神是三嶋大社本后也。又坐物忌奈乃命。卽前社御子神也。この二神の社共に。今も上津島に立たまへり。門人萩原直胤云。大名上津島云ゝの大字は本字の誤なり。七島の中上津島は大なる島に非ず。一古本に本とあるに從ふべし。新作宮四院石室二間屋二間閣室八基こゝに先その數をいひて次に其狀を委しく記せるなり。八字印本に十三の二字に書るは誤なり。下文に依て改む。於また基を臺とせるも誤れり。上津嶋本體草木繁茂東南北方巖峻嶇崒。人船不到。纔西面有泊宿之濱。今咸燒崩。與海共成陸地。并沙二千許町。これ承和五年七月五日夜よりの神態なること下に見えたるが如し。其嶋東北角有新造神院。其中有壟。高五百許丈。基周八百許丈。其形如伏鉢。東方片岸有階。四重。青黄赤白色沙次第敷之。其上有一閣室。高四許丈。上文に謂ゆる四院の一なり。次南海邊有二石室。各長十許丈。廣四許丈。高二許丈。其裏五

色稜石屏風立之巖壁伐波山川飛雲其形微妙難名其前懸夾纈軟障有美麗濱以五色沙成修（上文にいへる石室二間とあるこれなり。今本に有二石室を有一石室とあるは、各を有不合むに誤なり。今は古写本によれり。また巖壁字を脱せり。補ふべし。）次南傍有一礒如立屏風其色三分之二悉金色矣眩曜之狀不可敢記（あの礒れこと上文に見えず。）亦東南角有新造院周垣二重以塹築固各高二許丈廣一許丈南面有二門其中央有一龜周六百許丈高五百許丈其南片岸有闇室八基南面四基西面四基周各廾許丈高十二許丈其上階東有屋一基瓷玉瓦形葺造之長十許丈廣四許丈高六許丈其壁以白石立固則南面有一戸其西方有一屋以黒瓦葺作之

其壁塗赤土東面有一戸院裏礫砂皆悉金色（上文に謂ゆる四院の二つなり。印本に闇室れ上に十二の二字あるは衍なり。上に挙さる屋二間闇室八基は此院内に造巳給ふ係れ巳。）又西北角有新作院周垣未究作其中有二龜基周各八百許丈高六百許丈其體如瓮伏南片岸有階二重以白沙敷之其頂平麗也從北角至于未申角長十二許里廣五許里皆悉成沙濱從戌亥角至丑寅角長八許里廣五許里同成沙濱此二院元是大海（上文に謂ゆる四院の三なり。）又山岑有一院一門其頂有如人坐形石高十許丈右手把劍左手持桙其後有侍者跪瞻貴主其邊嵯峨不可通達自餘雜物燎燄未止不能具注（上文に謂ゆる四院の四なり。）去承和五年七月五日夜出火上津

嶋左右海中燒炎如野火十二童子相接取炬下海附火諸童子履濤如地入地如水震上大石以火燒摧炎煬達天其狀朦朧所々飈飛其間經旬雨灰滿部一古本に十二童子の二字なし印本に旬を句に誤れりさて承和五年九月甲申此処に從七月至今月河内參河遠江駿河伊豆甲斐武藏上総美濃飛騨信濃越前加賀越中播磨紀伊等十六国一一相續言有物如灰從天而雨累日不止但雖似怪異無有損害とあるは即此の神態によることにけむ有れば仍召集諸祝刀禰等卜求其祟云阿波神者三嶋大社本后五子相生而後后授賜冠位我本后未預其色因茲我殊示怪異將預冠位若禰宜祝等不申此祟者出麁火將亡禰宜等國郡司不勞者將亡國郡司若成我所欲者天下國郡平安令産業豐登神語に後后と詔へるは天長九年に名神に

預り給へば伊古奈比咩命を詔へり其由は下に伝を見るべし卜求るとは大兆の卜なりそは此国には謂ゆる伊豆卜部の有しバなり但しかく長き神語の兆に出たるくも非ならむ大兆を行ふに就て神の人に著りて詔へる御言なるべきなれる細なる事までを記けぐは省きて言上さはなり今年七月十二日遙望彼嶋雲烟覆四面都不見狀漸比戾近雲霧霽朗神作院岳等之類露見其皃斯乃神明之所感也とあり。丙辰奉授無位阿波神。物忌奈乃命並從五位下以伊豆國造嶋靈驗也とあり。此は三嶋神伊古奈比咩命の神異を顯して名神に預り給へる。天長九年より十一年後の事にて。吾は三嶋大神の本后として。五柱御子をけへに生さは神なるに冠位を賜はず。後后とは伊古奈比賣に冠位を賜

へれど。吾も其色に預らむと。神異を示し給ふ由なり。抑、神に位階を授奉らるゝ事は。第一段の傳に論へる如くなれバ。神は然しも其好ましとは思給ふまじく所思るに。此神の其を好みて。かく神異を振ひ給へる事は。神の御心にも。後后をり御會釈の劣れることを。嫉妬ましての御態になりて此神。三嶋大社本后なりと宣へるに依て。其出自を考ふるに。三嶋大神事代主神。やがて味鉏高彦根命なる事。上に注せる如くなるが。第百三段の傳見べし。其后を天御梶日女命と申て。多伎都比古命と申は神を生坐ること。上に出たるが如し。第百二段の傳見べし。然れバ彼日女神と同神に坐ころ。若さもあらバ御梶は美加は嚴に通ふ言などにて稜威の猛きを称へ申せる名にや。さて後后と貶こ宣へるをもて按ふに。伊古奈比咩命を申すは。溝咋比賣にやと思はる。其は阿波咩命は。事代主神の。現世に坐りし間の后なりけむを。青柴垣に隠坐して後に。溝咋比賣を逼給へりと聞ゆれど。信に後后にぞ御ける。扶桑見聞私記。建久六年十一月十三日の処に。三島神のことを云て。神書奉号久伊豆明神。一名溝喰姫。云。女躰神云々とあるは。溝咋姫は三島神の相殿に坐と云なむ傳を訛りて。直に三島神を溝喰姫と称る説にて。由なき訛にはあらバ。それは相殿に伊古奈比咩命の坐は。其やがて溝喰姫なる故に。かく誤れるなり。さて久伊豆神とも申こと。是また浮たる説にあらバ。武蔵国埼玉郡越谷駅の鎮守に。玖伊豆大明神とて。伊豆速き神坐まバ。此神の本社ハ騎西といふ所に在り。是も久伊豆神と申て。伊豆速き神なるが本は伊豆国三島神を迁し祝へる由正しく傳へたり。又往年上総国に物しける時に。長柄郡宮成村と云に至れど。三島社と云あり。神主は田中氏なり。此社の神躰を納める筥のいと古たるに。文字ゝこゝより見ゆるを読見まぞ。事代主命溝喰姫命とある由

によりて三島神と云に大山祇神ならぬやは有と其辺の神主たちの云しくたれを已が如くて其いと正しき古傳なりとて此に注せる考を語りしかば皆々いたく驚ける事ありき是らをも思ひ合すべし直胤云清喰姫命と伊古奈姫神と同神なる事なほ當国にも慥なる證あり別に筆記すべしと云へり直胤は伊豆国人なり○天石帆別命名義帆は借字にて巖別の義と聞ゆれぞ石戸別と申すに同じ○女なるは天手力男神[亦名天石門別命]此御女なる由は神名式に土佐国土佐郡に朝倉神社とある社此神を當国の風土記に土左郡有朝倉郷々中有社神名天津羽々神天石帆別命[今天石門別命]子也とあり同郡に都佐坐神社とあるは風土記に一言主尊をも味鉏高彦根命をも有て事代主神に坐すと上に土佐国造の処に云へり御夫婦の縁にて同郡に然して吾川郡に天石門別安国玉主神社と坐ますなり

あるは父神にて風土記に謂ゆる天石帆別命[亦名天石門別命]に坐なり[此社のあと第五十一段第六十段此傳に委くいへり]さて式に遠江国佐夜郡に己等乃麻知神社とある神は藤原系圖に玉主命之女とありて天兒屋根命の御母なるが父神を玉主命と申せるは天石門別安国玉主命と云ふ名を約めて稱せるなりまた式に己等乃麻知神社に並びて阿波々神社とあるは此なる阿波神にて此は御兄弟の縁に依て並坐るを所聞ゆるをも思ふべし[猶此事は第六十段の傳に云へるをも合せ見]べしはた式に伊豆国加茂郡に伊波氏別命神社あり田方郡に引手力命神社あり是はた三嶋神阿波神の由緒に

よりて祀れる社なるべし。（この二社のことは第五十七段の傳に委く云りき。）さて阿波神の名は。風土記に天津羽羽神と申せるぞ正しく。稱なるを畧きて阿波々神と申し。また約めて阿波神とも申せるなり。下に引く文徳天皇紀には阿波咩神とあり。羽々とも申しも名に負坐る由を。波々迦天之波々矢は古語拾遺に。大蛇謂之羽々などの波々をも思ひよせて考ふれど未思得ず。（後人なほよく考ふべし。）さて上件阿波々神社は。日坂驛より東北方に入こと二里ばかりの処に西山村と云処に。阿波嶽と云ふ高山ありて。（此山は佐夜の中山の北方高く見ゆる山なり。阿波神の坐る山なる故の名なるべし。）其山に小社にて立給へるを。今に古老は。式内阿波々神社なりと云ぞ。（俗には謂ゆる無間山観音寺の奥院なりと云ふ。さるは此社の下段に観音寺ある由なり。）なほ式に。常陸国那賀郡に。阿波山上神社ありて。光孝天皇紀に仁和二年十二月九日授常陸国従五位下。阿波神従五位上とあり。然れど此は阿波嶽より移し祝へる社にや。○所生之子云々。此は上に挙たる。承和七年の文に依て記せり。○物忌奈命。名義物忌の字の如く。物忌ひし給ふ由の名か。（出羽国飽海郡に。式に大物忌神と云もあり。）奈はいまだ思ひ得ず。（若くは宇比地迩神。沙土根神。彦根命などの迩根と同く。称辞か。まさ少彦名命などの名も同じ義か。猶よく考ふべし。）神名式に伊豆国賀茂郡に物忌奈命神社。名神大。とある是なり。（此も今に神津島に在て。定明神と申すとぞ。）○此

者竝云〻は。上件注せる如れまで斷れ巳。文德天皇紀ふ。嘉祥三年十月壬子。伊豆國伊古奈比咩命神。阿波神物忌奈乃神竝授從五位上。まさ十一月甲戌朔詔。以伊豆國伊古奈比女。安房物忌奈三神。列於官社。仁壽二年十二月丙子。加伊豆國三嶋大神從四位下。阿波咩命神。物忌奈命神。伊古奈比咩命神。竝加正五位下。阿米都和氣命神伊太豆和氣命神。阿豆佐和氣命神。波布比咩命神。竝加從五位上と見え。（阿米都和気命より以下四柱も。式に同郡に並び。將この時諸共に位階を加まさるを思ふに。阿波神。五柱御子を生坐りとあるハ。物忌奈命と。此四柱にハ非ざれバ考ふべし。）清和天皇紀ふ。貞觀元年正月廿七日。奉授伊豆國從四位下三嶋神從四位上。同六年二月五日。授伊豆國從四位上三嶋神正四位下。同十年七月廿七日。授伊豆國正四位下三嶋神從三位と見えさ巳。是をもて後次〻に天下の諸神を押なべて一階づゝ擧られさる古も數度に成ぬまバ。竝既に位階を極め給ひれ巳。（此事第一段の末にも委く云ずれど。立返り見て知るべし。）

○門人岩崎長世。閒秀矩。阪井居平ら云ふ。此廿五の巻字。悉木に刻成して。容易く。同志の人々に見せ令んと事議れる者は。信濃國木曾の馬籠驛なる。島崎重寛。攝津國難波人。高山國見。島津尚美はさ。信濃國伊那郡竹佐村ノ世世住る。太田保興。太田榮哉ら乄巳。

195
34
111

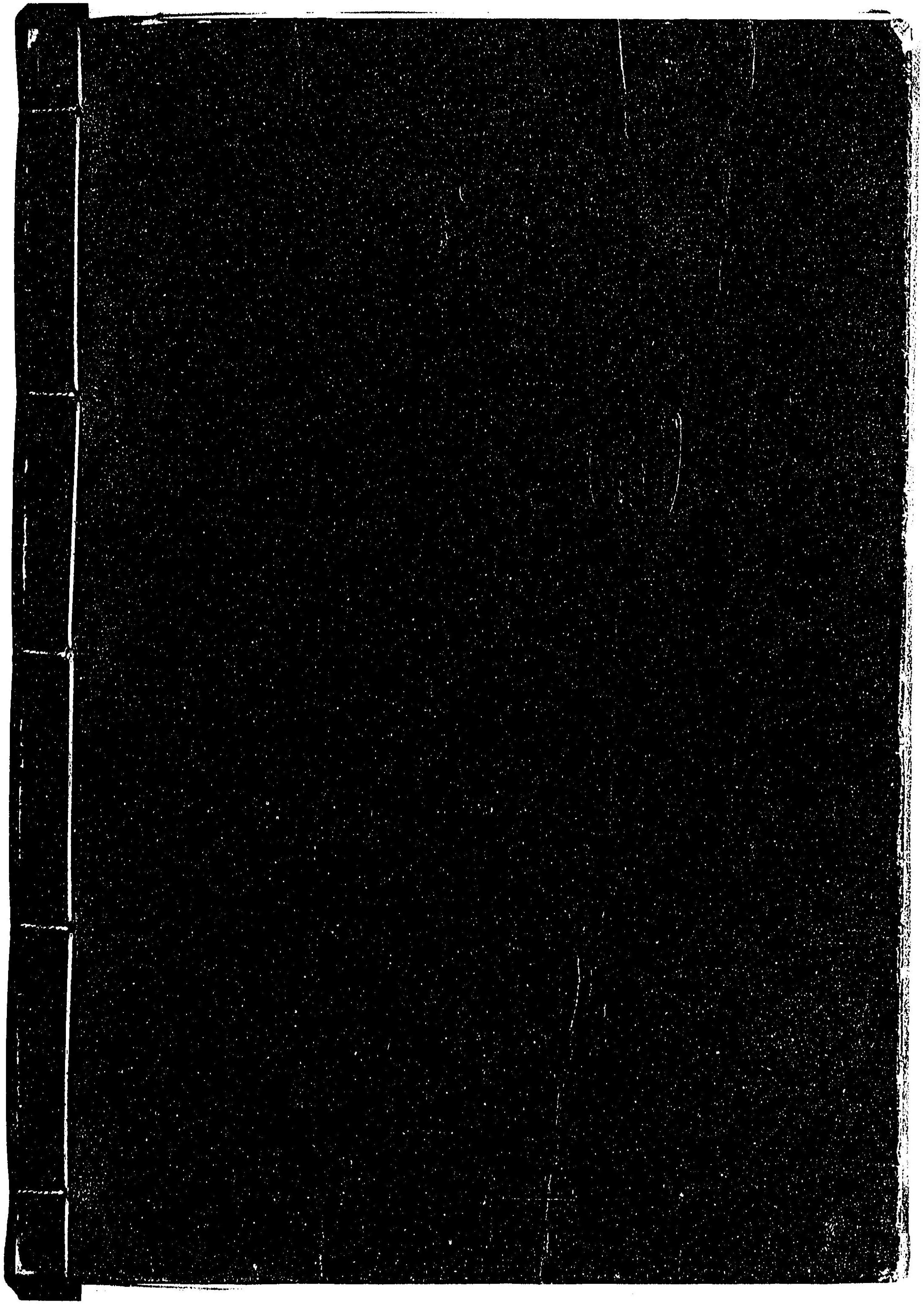

001548−025−4

195−111

古史伝

平[illegible]　篤胤／著

M20

ACB−4085